

第9回食料・農業・農村基本問題調査会議事録

平成10年8月26日(水)

KKRホテル東京「瑞宝の間」

農林水産省

目 次

1. 開会

2. 資料説明

3. 討議

4. 閉会

1 開会

会長 まだお見えになつてない方もおいでございますが、定刻になりましたので、ただいまから第9回食料・農業・農村基本問題調査会を開催させていただきます。御多用のところを御参考いただきましてまことにありがとうございます。

本日の会議は午後5時半までを予定しておりますので、なにとぞよろしくお願ひいたします。

なお本日は農林水産大臣、農林水産政務次官にも御出席いただくことになっておりまして、後ほどおいでになるという予定でございます。

それでは本日は答申のとりまとめに向けましての議論の整理を行うために、会長代理、3部会長と私の5人で協議の上作成いたしました資料をお手元に配付させていただいております。この資料ですが、これは中間とりまとめをベースにしながら、これまでの各部会、調査会での議論を踏まえて答申の骨格となるものを作成したものでございます。会議はいよいよ大詰めであります。本日は答申の骨格となるものについて御議論いただきまして、次回、答申案について御議論いただくということで考えております。

本日の資料はそのような性格のものでありますので、実は19日までに各委員、専門委員の方々から書面でいただいた意見の細部までは反映させたものとなっておりませんので、その点お断り申し上げておきたいと思います。いただいた委員、専門委員の意見のうち本日の資料に取り入れていないものにつきましては、答申案の作成過程においてさらに検討して、改めて御相談申し上げたいと思っております。

2 資料説明

会長 それではこの資料をごらんいただいた上で皆様に御議論していただきたいと考えております。まず事務局から資料の読み上げをお願いいたします。

企画室長 企画室長でございます。それではお手元の資料3、第9回食料・農業・農村基本問題調査会資料の1ページ目をお開きいただきたいと思います。右の記述内容の一番上でございますが、ただいま会長から御発言がございましたが、中間とりまとめをベースとしながらその後の議論によって具体化された部分、追加された部分を盛り込むこととしてはどうかということで以下記述をされております。

お手元に昨年の12月19日、当調査会でとりまとめられました「中間とりまとめ」という冊子がついていると思います。恐縮でございますが、こちらの目次の方もお開きいただけたらと思います。この目次をごらんいただきますと、「はじめに」以下、3部構成ということで、 、 、 という基本的な構成になっております。このうち今回最終答申という形でとりまとめるに際しましては、「はじめに」のほかに「まえがき」という形でつけてはどうかということと、大きくはこの中間とりまとめの 番と 番を大ぐりにいたしまして「食料・農業・農村政策の基本的考え方」ということでまとめてはどうかということでございます。また 番の「食料・農業・農村政策の基本的考え方」につきましては、3ページ目以降でございますが、「具体的政策の方向」という形で整理してはどうかということで組み立てております。

すなわち、最終答申の大まかな骨格といたしましては、大きくは「基本的考え方」と「具体的政策の方向」という二つに分けるということでございまして、中間とりまとめの 、 が前者の「基本的考え方」に、 が「具体的政策の方向」となっているということでございます。

以下具体的に1ページ目からごらんいただきたいと思いますが、この 、 番をさらに中くくりとして四つに分けておりまして、1ページ目の項目のところにありますように、「食料・農業・農村を考える基本的視点」を1番目にいたしております。2番目が「食料・農業・農村の抱える厳しい諸問題」、2ページ目へまいりまして、3番目が「食料・農業・農村に対する国民の期待」、4番目が「食料・農業・農村政策の目標」ということで編成をし直しているという状況でございます。

それから3ページ目以降が「具体的政策の方向」とということで、前回の中間とりまとめの「基本的考え方」を再整理しておりますが、これも大きくは五つに分けておりまして、一つは、食料部会で御議論いただきました「総合食料安全保障政策の確立」ということで3～4ページの上にかけて整理をしてはどうかということでございます。

2番目は、農業部会において議論していただきましたことを中心にしまして、「地域農業の発展可能性の追求と我が国農業の持てる力の最大発揮」ということで整理をいたしてございます。

6ページ目の3番目でございますが、主として農村部会において御議論いただきましたことについて整理をすることで、具体的には3番の「農業・農村の有する多面的機能の十全な発揮」ということで整理をしたいということでございます。

最後の7ページ目に4番と5番がありますが、農業部会で御議論いただきました農業団体のことにつきましては、以上の観点とは若干性格も異なるということで別に整理をいたしまして、4番として「農業団体のあり方の見直し」、さらに全体を通じます行政手法ということで、5番目として「食料・農業・農村政策の行政手法」という整理の仕

方にしているということでございます。

また最終答申でありますので、「あとがき」をつけた構成にしたらどうかということですございます。

それでは今日の資料の1ページに戻りまして全文を読み上げさせていただきたいと思います。

「まえがき」

食料・農業・農村政策の基本的考え方

1. 食料・農業・農村を考える基本的視点

(1) 国民生活の基盤である食料供給の安定

(2) 水をはぐくみ国土を作る農地と森林

(3) 持続的な社会の形成が求められる21世紀

(4) 21世紀の世界の展望

人口・食料・環境・エネルギー問題の顕在化。

ボーダレス化の進展。

(5) 21世紀の我が国経済社会の展望

人口構成の変化：人口は増加から緩やかな減少へ、少子高齢化が進行。

経済の動向：経済成長はより緩やかになる。情報化・技術開発が進展。

価値観の変化：ゆとり、やすらぎ、心の豊かさの重視へ。

国際化の進展。

2. 食料・農業・農村の抱える厳しい諸問題

(1) 食料需給構造のギャップの拡大と食料自給率の低下

・ 米の消費の減退、輸入農産物の増加等食料需給構造のギャップの拡大の結果、食料自給率は主要先進国中最低の水準。

・ 今後食料の製品輸入の増加が続けば食品製造業が空洞化し、国内農産物の需要が減少するおそれ。

(2) 農地の利用状況の悪化と農業の担い手の弱体化

・ 近年耕作放棄地が増加、今後農地の大幅な減少が懸念。

- ・ 農業者数の減少の中で高齢化が進展、今後農業者数の大幅な減少が懸念。

(3) 農村の活力の低下と国土・環境保全等の多面的機能の低下

- ・ 農村人口は一貫して減少、高齢化も急速に進行。中山間地域等において、集落維持が困難な地域も多い。
- ・ 農村地域の活力が全般的に低下のおそれ。今後、農業・農村の有する多面的機能が低下する懸念。

3. 食料・農業・農村に対する国民の期待

(1) 食料の安定供給の確保

- ・ 将来の食料事情に対して不安感を抱いている国民が7割(総理府世論調査)。
- ・ 人口・食料・環境・エネルギー問題が顕在化する中で、食料の安定供給に対する要請の強まり。

(2) 安全・良質で多種多様な食料の供給と食品産業の健全な発展

- ・ 安全性、品質等、食料の質的な側面に対する要求の強まり。的確な情報提供の要請。
- ・ 食品産業については、食生活の高度化・多様化への更に適切な対応が求められる。

(3) 我が国農業の体質の強化

- ・ 我が国農業の生産性を向上させながら、極力国内で食料を生産すべきだと考えている国民が8割以上(総理府世論調査)。
- ・ 生産性向上を追求し、合理的価格で食料を供給するため、我が国農業の体質の強化が求められる。

(4) 農業の自然循環機能の発揮

- ・ 農業は土・水等の自然環境を構成する資源を形成・保全すると同時に、その持続的利用を可能とする。
- ・ 持続的な社会を形成していく上で、農業が内在的に有している自然循環機能を十全に発揮する必要。

(5) 農業・農村の多面的機能の発揮

- ・ 農村における農業生産活動の展開により国土・環境を保全。
- ・ 農村の豊かな自然環境等に対する国民の評価が高まり、多面的機能の維持・発揮に対する要請。

(6) 農村地域の地域社会としての維持・活性化

- ・ 農村地域は、農業及び関連産業が地域経済上重要な地位。地域社会が形成さ

れ、国民の約4割が居住。

- ・我が国経済社会全体の発展を図る上で、農村地域の地域社会としての維持・活性化が求められる。

(7) 食料・農業分野における国際貢献

- ・食料・農業分野において経済力や国際的地域に応じた主体的・積極的な国際貢献の要請。
- ・以上のはか
- ・諸外国が実施している農業政策の動向や国際的な論議の潮流を踏まえること。
- ・財政措置の効率的・重点的運用とともに、行政全体を国民にわかりやすいものとすることにつき記述。

4. 食料・農業・農村全策の目標

政策展開に当たり次のような目標を掲げることとしてはどうか。

食料の安定供給を確保するとともに、農業構造の変革等により我が国農業の食料供給力を強化すること。

農業・農村の有する多面的機能の十全な発揮を図ること。

これらの目標を達成する上で、地域農業の発展可能性を多様な施策や努力によって最大限に追求・現実化し、総体として我が国農業の持てる力を最大限に発揮すること。

具体的政策の方向

1. 総合食料安全保障政策の確立

(1) 世界の食料需給把握と見通しの検証

- ・今後の食料需給については、短期的な不安定さが増すとともに、中長期的にはひっ迫する可能性。
- ・世界の食料需給の動向につき、短期的な動向を把握し、中長期的な見通しを検証すべき。

(2) 国内農業生産を基本とする食料の安定供給

- ・国民の必要とする食料を確保するためには、生産性の向上等、我が国農業の体质を強化しつつ、国内農業生産を基本に位置づけて、可能な限りその維持・拡大を図り、これに輸入・備蓄を適切に組み合わせ。
- ・食料の輸入についての外交努力とともに、備蓄を適切に管理・運営。

(3) 食料自給率の位置づけ

食料自給率については次のような事項につき記述することとしてはどうか。

- ・食料自給率を維持向上することについての国内生産面での条件。
- ・食料自給率を維持向上することについての国内消費面での条件。
- ・農業者、食品産業、消費者、そして行政が共通認識を持ってそれぞれの課題に主体的・積極的に取り組んだ結果、維持向上が図られる性質のものであること。
- ・以上を踏まえた上で食料自給率目標の取り扱いの方向。

(4) 不測時に対応する食料供給力の確保

- ・農地、農業水利システム、多様な担い手、農業技術者等の確保を通じて食料供給力を確保。
- ・必要な栄養を確保するための農業生産への転換や、適正価格での供給のための体制について検討。

(5) 食生活のあり方と的確な情報提供

- ・食品の表示・規格制度について見直し。有機食品の検査・認証制度、遺伝子組替え食品の表示を検討。
- ・望ましい食生活のあり方についての普及・啓発、児童・生徒に対する食教育等国民的な運動を展開。

(6) 食料の安全供給の確保・品質の向上

- ・生産・流通段階におけるガイドラインの策定、加工・製造段階におけるHACCP手法の導入を促進。

(7) 多種多様な食料生産・加工流通の促進

- ・地域特產品化、ブランド化等多様な農業生産を展開。農業者の加工・流通分野への進出を促進。
- ・消費者と直結した生産・販売を拡充。農業者と食品産業の共同による商品開発・販路拡大を促進。

(8) 食品産業の健全な発展

- ・構造改善が遅れている業種の再編合理化、技術力の向上、情報化を推進。
- ・包装容器等の廃棄物の循環利用を促進。
- ・食品の流通のコスト低減。卸売市場の各種機能を強化し、取引ルールを改善。
- ・原料農産物につき内外価格差を縮小するとともに、国内供給体制を整備。

(9) 食料・農業分野における主体的・積極的な国際貢献

- ・食料・農業分野における国際貢献の重要性を明確に位置づけ。技術協力・資金協力を拡充。

- ・大規模かつ緊急な援助ニーズに対応できるよう食糧支援の仕組みを適切に活用。
2. 地域農業の発展可能性の追求と我が国農業の持てる力の最大発揮

(1) 次世代に向けた農業構造の変革

- ・幅広い人材の確保・育成を図り、自立の精神と優れた経営感覚を持った農業者が地域農業の中心を担う生産性の高い産業構造を実現。
- ・育成すべき農業者に施策を集中し、農地の利用集積等による農業経営の規模拡大、生産性の向上を促進。
- ・施策を集中する農業者が地域社会全体と融合し得るよう配慮。構造変革実現のための支援体制を整備。
- ・優良農地を確保。農地は公共性の高い財であるとの認識を徹底し、適切に利用規制を行う。

(2) 意欲ある多様な担い手の確保・育成と農業経営の発展

法人化の推進

- ・農業経営の質的向上の手段としての経営の法人化を推進。
- ・技術・経営ノウハウの充実、人材の確保、経営の多角化の促進のため、農業生産法人の要件を見直し。
土地利用型農業の経営形態としての株式会社については、次のような事項につき記述することにしてはどうか。
- ・土地利用型農業の経営形態としての株式会社を認める場合の利点。
- ・土地利用型農業の経営形態としての株式会社を認める場合の懸念。
- ・株式会社一般を認めることについての評価。
- ・農業生産法人としての株式会社についての検討の視点と評価。

サービス事業体、集落営農、第三セクター等の多様な担い手の確保

- ・農作業の受託を専門的に行うサービス事業体、集落ぐるみでの営農、市町村・農協等が参画し農地の管理を行う第三セクター等を確保・育成。

新規就農の促進

- ・あらゆる就農ルートを通じた人材の確保・育成に施策を集中。
- ・就農前の研修を充実。経営承継の円滑化。法人経営による雇用の推進。農業に関する教育活動の充実。

女性の地位の向上と役割の明確化

- ・農村の女性の役割を適正に評価。女性の能力が十分に発揮されるよう条件を整備。

高齢者の役割の明確化

- ・高齢者の有する技術や能力が一層活用されるよう役割を明確化。高齢福祉を充実。
- ・農業者年金制度につき、財政状況も踏まえ、役割・機能を検証し、制度を見直し。

(3) 市場原理の活用と農業経営の安定

価格政策における市場原理の一層の活用

- ・価格政策について、価格が市場の評価を反映し、生産現場に伝達するシグナルとしての機能を発揮するよう市場の機能を強化。

- ・価格政策対象品目について、上記観点から制度・運営の見直し。

意欲ある担い手に対する所得確保対策の導入

- ・市場原理の活用に伴い、価格の大幅な低落の場合、意欲ある担い手の経営に打撃を与えるおそれがあることから、市場原理のメリットを減殺しないように留意しつつ、経営への影響を緩和するための所得確保対策を導入。

- ・品目横断的な観点からの対策の導入について検討。

農業災害補償制度の見直し

- ・意欲ある担い手の育成と経営の安定を図る観点から制度を充実・改善。

米政策の推進

- ・水田の生産力を維持しつつ、需給状況を踏まえた農業者の経営の選択として米の生産調整を実施。

- ・適地適作の観点を踏まえ、地域農業のあり方を再編成。

- ・政府米について、備蓄制度の的確な運営を旨として適切に買入れ・売渡し。稲作農家の経営安定対策につき、担い手の育成の観点も考慮しつつ、適時適切に見直し・改善。

内外価格差の縮小

- ・資材費削減等の努力と併せて、生産性の向上を基本とし、市場原理の活用と意欲ある担い手の所得の確保を図りつつ、内外価格差の縮小の努力。

(4) 農業の自然循環機能の発揮

農業の持続的な発展に資する農法の推進

- ・土づくりを基本として、有機質肥料の施用、減農薬等を併せ行う持続的農法への転換を全国的に展開。

- ・農業者自らの取り組みを基本としつつ、組織的な取り組みや地域ぐるみの取り組みを展開。

環境に対する負荷の低減

- ・化学肥料・農薬の使用量の縮減、家畜ふん尿の不適切な処理の解消。
- ・排出される有機物の資源化に必要な体制の整備。有機質肥料の品質表示の実施。

(5) 生産基盤の整備と技術の開発・普及

生産基盤の整備

- ・地域の立地条件に即し、大区画のほ場整備、水田の汎用化。基盤整備を通じ農地の利用集積を促進。
- ・事業の実施に当たり、農業・農村の有する多面的機能に配慮。土地改良施設を適切に維持管理。
- ・事業コストの縮減。経済情勢に対応しなくなった事業を再評価。土地改良制度を見直し。

技術の開発・普及

- ・技術開発については、食料・農業・農村に対する国民の期待と政策の展開方向に即したものに重点化。
- ・行政施策の展開方向に即し、国の試験研究体制を再編。内外の研究機関との連携・協力の強化。
- ・農業改良普及事業について、事業のねらい・対象分野を重点化。

3. 農業・農村の有する多面的機能の十全な発揮

(1) 農業・農村の有する多面的機能の重視

- ・農業・農村の有する国土・環境保全等の多面的機能を評価。
- ・多様な生物相の保全、地域の文化の保持、教育の機会の提供等の役割に対する期待の高まり。
- ・農業・農村の多面的な機能が十全に発揮されるよう、国民の支援と参加を得つつ農政の各施策を実施。

(2) 美しい農村空間の創造のための総合的整備

計画的な土地利用と優良農地の確保・有効利用

- ・土地利用の整序化と各種の施設整備が計画的に行われるよう現行制度を見直し。
- ・必要な農地の確保の方針を明示。農地の有効利用・保全のための施策を拡充。

農村整備の総合化

- ・農村の計画的整備のため、土地利用に関する計画的手法と生産面・生活面での基盤整備の事業手法とを組み合わせ、総合的な整備を実施。

- ・各種施設の整備、地域の内発型産業の育成と企業の誘致、情報通信基盤の整備等を総合的に推進。
- ・中小都市・周辺農村や農村集落相互間の連携・機能分担の観点を踏まえつつ農村を整備。

(3) 中山間地域等への公的支援

特色ある農業・関連産業の展開

- ・地域の立地条件を生かした特色ある多様な農業生産を展開。加工・流通、グリーンツーリズム等の活動と結びついた複合的・多角的な経営を展開。
- ・中山間地域等における基盤整備については、低コストな工法を導入。農地と森林を一体的にとらえ総合的に整備。

中山間地域等への直接支払い

新たな公的支援の一手法としての中山間地域等への直接支払いについては、次のような事項につき記述することとしてはどうか。

- ・中山間地域等において耕作放棄地の増加等により多面的機能が低下することについての懸念。
- ・多面的機能の低下の防止に資するよう担い手農家等への直接支払いを行う政策についての評価。
- ・直接支払いを行うことやその手法について国民の納得を得るための条件と財源。

(4) 都市住民のニーズへの対応

都市農業の展開

- ・都市住民の需要に対応し、多面的機能も果たす都市農業について評価し、適切な施策を実施。

都市と農村の交流の促進

- ・グリーンツーリズム等の都市と農村の交流活動を促進。
- ・農業体験学習等の活動を充実。

4. 農業団体のあり方の見直し

- ・農業団体の機能・役割が効率的・効果的に發揮されるよう、団体の位置づけ・役割を明確化。業務推進体制を整備。
- ・農家数の減少や財政事情を踏まえ、合併等による組織の簡素化・合理化や事業運営の効率化。
- ・地域の実情に応じて、団体間の連携の強化や統合を促進。

5. 食料・農業・農村政策の行政手法

(1) 政策のプログラム化と定期的な見直し

・食料・農業・農村の各分野にわたる政策課題につき、今後おおむね3～5年間の施策についてプログラムを策定・公表。

・食料・農業・農村政策のあり方全体について5年程度ごとに点検・評価し、見直し。

(2) 行政手法のあり方

・今後の食料・農業・農村に係る行政手法の考え方。

政策の評価と見直し

財政措置の効率的・重点的運用

情報公開と国民の意見の反映

国と地方の役割分担の明確化

国際規律との整合性

「あとがき」

以上でございます。

会長 ありがとうございました。

ただいま企画室長から資料を読み上げていただきましたが、このうち特に食料自給率をどう取り扱うか、また株式会社の問題、さらには中山間地域での直接支払い、この三つの問題につきましてはそれぞれ前回の調査会でも活発に御議論いただいたところでございます。今読み上げていただいた資料にはこういった点について中立的な表現があつたようでございますが、次回は答申案作成について御議論いただきなければなりませんので、これらの重要なテーマについて、これまでの議論を踏まえた上でどのようにとりまとめていくか、それについてそれぞれ担当の部会長さんからお考えを述べていただければと思っております。その上で御議論をちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それではまず食料部会長からお願ひいたします。

食料部会長 それでは食料部会で一番問題になりました食料の自給率の取り扱いにつきまして、先ほど企画室長さんから御説明のあった資料3ページの(3)でございますが、若干補足説明をさせていただきたいと思います。

この問題につきましては食料部会で大分議論をいたしました。食料自給率につきましてはいろいろ難しい問題があるということが議論の過程や事務局からいただきました資料等でだんだん明らかになってきてまして、私としては、これから申しますようなことが大体部会で議論を尽くしたところの大まかなとりまとめの方向ではないかと思っております。

まず1番目に、食料自給率の維持向上ということにつきまして、国内の生産面でどういう問題があるのかということを述べる。2番目には、同じ問題につきまして消費面でどのような問題といいますか、条件があるかということを述べる。3番目に、農業者、

食品産業、消費者、行政が共通認識を持ってそれぞれの課題に取り組むべき性質のものである、簡単に食料自給率何%というような目標を立ててどうこうなるというものではないということについて十分理解を深めるような記述にしたい。

以上を踏まえた上で、食料自給率の目標といいますか、そういうことについての取り扱いの方向でございますが、まず国内生産面での条件につきましては、これは農業部会と関係するところでございますが、農地や担い手等の確保、それから合理的価格での食料の供給、国民ニーズに対応した供給、輸入依存度の高い麦とか大豆、飼料作物等の生産拡大というようなことについて述べる。

次に消費面での条件につきましては、近年における日本人の食事の栄養バランスが崩れ、生活習慣病が増加しているということを踏まえまして、食生活のあり方が自給率とも深く関係しているということが明らかになってまいりましたので、これについて国民の理解を深める必要性について述べる。

次に国民がそれぞれの課題に取り組むべき性質のことであること、ということでございますが、この食料自給率というのは、国内の農業生産者、食品産業、消費者、さらに行政という全般にかかる非常に広い問題でありますと、それそれが食料の自給率についていろいろな形でかかわっている、そうした多くの方々が共通の認識を持って具体的な課題に主体的・積極的に取り組むことにならなければ、食料自給率について施策的に維持向上を考えるということは非常に難しいということをはっきりと説明したい、このように考えております。

食料自給率の目標の取り扱いの方向ということでございますが、以上のように、供給面、消費面の両方にわたるさまざまな条件や課題がございますので、それについて国民の理解を十分得た上で、目標としてこれを掲げることができるということになれば、それは施策指針としての意義があるということを踏まえた上でこれについて述べたい、このようなことが食料部会で何度も議論しましたことを私なりにとりまとめた現在での考え方でございます。後ほどまた皆様からの御意見を伺いたいと思います。

以上でございます。

会長 ありがとうございました。それでは農業部会長、お願ひします。

農業部会長 答申案の作成に当たりまして、株式会社の問題につきましてはこれまでの農業部会、またこの調査会の総会での議論を踏まえまして、資料4ページの(2)に列記してありますように、次のように四つの事項を盛り込むことにしてはどうかと考えております。4点と申しますのは、第1点が、土地利用型農業の経営形態としての株式会社を認める場合の利点、第2点が、土地利用型農業の経営形態としての株式会社を認める場合の懸念、3点目が株式会社一般を認めることについての評価、4点目が、農業生産法人としての株式会社についての検討の視点と評価、こういう四つの項目でございます。

まず第1の株式会社を認める場合の利点につきましては、第1に機動的・効率的な事業運営と資金調達を容易にする法人形態であること、第2に、若者に魅力ある就業の場を提供し、農村の活性化につながること、第3に耕作放棄地の解消のため現在農作業の受託を行っている株式会社形態の事業体がございますが、これがそのまま地域の安定的な農業形態となり得ること、といった点について記述をしてはどうかというように考えております。それから第2の株式会社を認める場合の懸念につきましては、第1に、農地の投機的な取得につながるおそれがあること、第2に地域における集団的な水管理、土地利用を混乱させるおそれがあること、第3に周辺の家族農業形態と調和した形態が行われないおそれがあること、といった懸念が提起をされております。

第3に、そういうことからいたしまして、株式会社一般を認めることについての評価については、調査会全体としての合意が得られていないということを踏まえて記述をしたいというように考えております。

第4に、農業生産法人としての株式会社の検討の視点と評価ということにつきましては、現在の農業生産法人が法人形態を株式会社に変更したいという場合ですとか、畜産なり施設園芸部門において現に農業経営を行っている株式会社が経営発展のために農地に関する権利を取得するというような場合も一切これを認めないとということにはやはり問題があるだろう。それから、地縁的で耕作者が主体である農業生産法人の場合には、投機的な農地取得や地域社会のつながりを乱す懸念が少ないと考えられること、加えてこうした懸念を払拭するための措置を十分に講ずることができるかどうかが重要である、といふこれまでの議論を踏まえて記述をいたしたいというように考えております。

いざれにしましてもこの問題は大変御意見が多様に分かれている問題でございましたけれども、調査会として最終的な答申をまとめるに当たりまして、中間とりまとめの両論併記というところから、この調査会としてミニマムな合意ができる方向性を答申では示したいというように考えております。

よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございました。それでは最後に農村部会長、お願いします。

農村部会長 答申案の作成に当たりまして、中山間地域等における直接支払いにつきましては、これまでの農村部会及び調査会での議論を踏まえまして、資料7ページのに列記されておりますとおり次のような事項を盛り込むこととしてはどうかと思っております。1点目は、中山間地域等において、耕作放棄地等の増加等により多面的機能が低下することについての懸念、2点目は、多面的機能の低下の防止に資するよう、担い手の確保への直接支払いを行う政策についての評価、3点目は、直接支払いを行うことやその手法について国民の納得を得るための条件と財源。

1点目の多面的機能が低下することについての懸念につきましては、まず第1に、中山間地域等におきましては、自然的条件が大変悪いということに加えまして経済的・社会的にも条件が不利な面がございます。このため、市場経済が進展していく中で農業生産活動や地域社会の維持がますます困難になっているという状況があること、次に耕作放棄地の増加と農業生産活動の停滞によって中山間地域等が有しております国土環境保全の多面的機能が低下をし、その影響が下流域の都市住民を含む国民全体に及ぶ懸念があること、といった点について記述をしたいと思っております。

2点目の直接支払いの評価につきましては、中山間地域等での多面的機能の低下の防止に資するよう担い手の方に対しまして直接支払いを行うことは、新たな公的支援策として有効な手法の一つではないかという認識を記述したいと思います。

3点目の国民の納得を得るための条件等につきましては、適切な農業生産活動等に着目して、直接支払いを行うことについて国民の納得が得られなければなりませんので、納得が得られるような仕組みと運用となるような対象地域、対象者、対象行為について検討を行う必要があるということを記述したいと思っております。

いざれにいたしましても、この直接支払いにつきましては日本では初めてのことです。詳細はこれから詰めていくという点が多くございますが、全体としてはこういったことを実施していきたいという方向でとりまとめをいたしたいと思っております。

以上でございます。

会長 ありがとうございました。

3 討 議

会長 ただいま3部会長さんからそれぞれとりまとめの方向についてお話をありました。これから御意見をちょうだいするわけでありますと、前回申し上げましたとおり、それぞれのお立場はあるでしょうけれども、この2010年ごろの日本の子供たちや孫の幸せのために、せひとも大所高所から答申案をまとめる方向で御発言いただければ幸いでございます。

大体討議は五つに分けて行っていきたいと思っております。最初は「食料・農業・農村政策の基本的考え方」ということで、資料でいいますと1~2ページに当たります。2番目は「総合食料安全保障政策の確立」ということで、資料は3~4ページに当たります。3番目は「地域農業の発展可能性の追求と我が国農業の持てる力の最大発揮」ということで、資料は4~6ページに当たります。4番目は「農業・農村の有する多面的機能の十全な発揮」ということで、資料は6~7ページに当たります。最後は「その他」ということで、農業団体のあり方の見直し、食料・農業・農村施策の行政手法等でありまして、資料の7ページでございます。このように項目ごとに分けてこれから御意見をちょうだいしたいと思いますが、会長代理及び各部会長さんも、いろいろと向こうから弾が飛んできますから何とかまとめる方向でそれに受け答えをしていただきたい。せひお願い申し上げます。ということで、最初は1ページの「食料・農業・農村政策の基本的考え方」からまいりますので、よろしくお願いします。

専門委員 今回は、総体的にといいますか、今まででは物を中心だったものが人に焦点が当たってきた。例えば女性の問題にしましても、後継者の問題にしましても、それから高齢者の技術に対してという形で、物から人に来たということは大変評価ができるのではないかと思います。ただそれに対してだれが判断するかというのこれからの問題だと思います。

もう1点は、この順番ですけれども、2ページの3番の「食料・農業・農村に対する国民の期待」を前面に持ってくると、同じ構成でも受け手が随分変わるのでないか。恐らく私が番組を作るときには、まず国民の期待というところからバーンと打っていつた方が国民的なコンセンサスも得られるのではないかという形で、今まで何かおかしいと思いながらやっとたどり着いたのがこの結論でございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございました。

専門委員 1ページの2の諸問題と、2ページの4の政策の目標がつけ加わったことによって非常にわかりやすくなつたのではないかというのが一つの意見です。それから、これは言わずもがなのことなんですけれども、中間報告には書いてあったと思いますが、かつての基本法は農業者のための基本法だったというところから、今度の基本法は国民全体の基本法であるということをぜひ忘れずに強調しておいていただきたいということ。

それから、1ページの1の(5)の に価値観の変化というのがございますが、これはゆとり、やすらぎ、心の豊かさの重視へということで、価値観の転換というような形で中間報告にも書かれていたのですが、もう一つ、生産優位の思想から消費者優位の思想へ、あるいは生活優位の思想へ変わってきている、そういう価値観の転換がある。

これは市場経済化を後で言う場合にも、消費者の選択によって大分違ってくるということとも関連しますし、それから経済学でもかつて近代経済学でもマルクス経済学でも生産経済学的なものからそうでないものに転換していますので、この辺の価値観の転換を明記しておいていただきたいなという気がしております。

それから2ページの(3)ですが、我が国農業の体質の強化ということ、これは中間報告では「構造変革」というような言葉で、農業構造の変革ということで構造改革の方針がかなり強く出ていたのですが、この(3)ですと、体質の強化というような形で何か弱まったような感じもします。私個人的には「我が国農業の体質の転換」くらいの意味合いが入ってもいいのではないだろうかというような気がしております。

以上でございます。

会長 ありがとうございました。

委員 今お2人がおっしゃったことと関係するんですが、2ページの(3)「我が国農業の体質強化」というところですが、ここで価格の視点をタイトルに加えていただいたらどうかなと思うわけです。大きく言えばここは3番の「国民の期待」というタイトルでくくられておるわけですが、中身的には(3)の3行目に「合理的価格で食料を供給するため」ということで価格の視点が書かれておりますけれども、私は国民全体に対する理解を求めるという点からいくと、「国民の期待」というところを強く主張した方がいいと思うし、そうであれば、ここで「我が国農業の体質の強化」という言葉のほかに、食料の内外価格差の縮小ということでしょうか、あるいは価格の合理化といいましょうか、表現は難しいと思いますが、価格の問題が国民の期待であるということをタイトルとして出していただきたいということを希望します。なお後の方の5ページの「内外価格差の縮小」ということで施策のところでは出ているわけですけれども、国民の期待の方にそれを入れてほしいということです。

もう一つは、2ページの一番下の方で「以上のほか、諸外国が実施している農業政策の動向」云々、また「財政措置の効率的・重点的運用」云々と書かれていますが、この二つを記述していただくことは大変ありがたいし、重要なことだと思いますが、お願ひしておきたいのは、諸外国の事例というのはこれから我が国にとっては拾っていくべきものが多いと思うのですが、それぞれの例が部分拡大のような形で拾われることは非常にぐあいが悪いと思いますので、幾つか重要な事例を紹介されるときには、施策全体としての整合性、あるいは歴史的経緯がトータルにわかるような、踏まえるべき事例を出していただきたいと思います。

それから財政措置に関しては、ぜひ1点お願いしたいことは、要するに前の基本法のときは国債残高ゼロですから、前の基本法のときは財政のバックグラウンドが全く違うんだということをできれば明確に記述をしていただきたいなと思っております。

会長 ありがとうございました。

専門委員 だめ押しのような形になるわけですが、今、委員がおっしゃられたことと全く同じように、中間報告では5ページの「消費者、国民のニーズへの対応」というところで、消費者、国民は価格が適正で安全云々ということと同時に、「内外価格差の存在が強く認識され、その縮小が課題となっている」ときちつとうたっているわけですが、今日御提出いただいたものと、不安全感とか、多少高くとも国産がいいんだというような世論調査のみが前面に出てしまう可能性があるわけです。そのときの世論調査というのは、「多少高くても」という場合の「多少」のところは議論していないわけで、やはり内外価格差の縮小というのは大きな課題である、消費者のニーズからいってもそうであるということを強く出していただきたいと思います。

それから気になりますのは、ここだけではないんですけれども、「合理的価格」だと「適正な価格」というものをどのように解釈したらいいのか、そのあたりの説明がもう少し必要なのではないかという気がしております。

会長 ありがとうございます。

専門委員 全体的な感想ですが、最初この調査会に参加するときに、今回は農業基本法という考え方から食料・農業・農村というように三つの場面で検討するんだ、しかも川下から川中、川上へと向かっていくんだというお話があって参加させていただいていたんですけども、どうもでき上がったものを見ていると、前の農業基本法に沿っているというか、農業問題が主であって、食料問題や消費者のところが非常に手薄だなというように私は感じております。前の中間とりまとめの「はじめに」のところも、国民全体、国土全体の問題として緊急にという言葉は入っておりますが、今申し上げたような具体的な話は入っていない。したがって、消費のところが非常に大切であるということを記述していただけたらと思います。

食料部会に参加しておりましたが、2ページ目の(2)「安全・良質で多種多様な食料の供給と食品産業の健全な発展」というところですが、こういうところをもう少し具体的な政策の方向で強める方がいいのではないかと考えてあります。3ページの「具体的な政策の方向」の(5)に「食生活のあり方との確な情報提供」とございますが、このところの食品の表示、規格制度についての見直しという点ですが、これはただの見直しではダメではないか。食品の表示のあり方を根本的に変えていかなければいけないのではないか、ただ情報の提供ではなくて 偽物だと、売らんかなという市場原理を全面的に出してきた表示が横行しているわけで、そこで消費者が振り回されて本来のいい食品を選択できていないのではないかと考えております。

次に(5)の望ましい食生活のところですが、この文章の記述全体に非常に危機感がないんですね。今の食生活はどんな状態かもう少し見てほしいと思っています。わかりやすく言えば、ここに食品産業の方がいらっしゃるんですけども、子供に1ヶ月に1度お弁当を持たせる日に、冷凍食品を買ってきてパ~ッと揚げてみたり、チ~ンをしたものを持ってきたり、それが悪いとは言い切れませんが、もう少し精神的なものなども食生活の中に加味しなければいけないのですが、そこが全然できていないということで、全体的にそういう食生活のあり方に対する危機感が盛り込まれていないように思います。ぜひそこを充実させて、川下、川中、川上という考え方を具体的に記述していただけたらと思っています。

会長 ありがとうございました。

専門委員 後ほど私は土地改良といいますか、農地の制度について少し発言したいわけですが、そのことと、今日の整理の中にもありますが、例えば農業団体の方の問題を考えてみると、いずれも戦後間もなくの時期にできた制度だと思うんです。今の基本法ができて以降、多少の手直しというものもあるわけですが、それをくぐり抜けて生き続けてきているものがあって、それがいろいろな制度疲労を起こしているということがあると思います。中間取りまとめの「はじめに」では、36年に農業基本法ができて36年たったという記述があるわけですから、もう一つ、戦後間もなくできた制度なり組織のあり方についても必要な見直しをきちんと行うということを書き込んでいただいてはどうかと思うのです。

会長 ありがとうございました。

専門委員 ほかの方が触れていなかった点で1点申し上げたいと思います。2ページの(2)「安全・良質で多種多様な食料の供給と食品産業の健全な発展」というところで「品質」という表現がされているんですが、従来、生産者の側から品質といいますと、

形がいいとか、色がいいとかということが主体になっていますので、この場合には、内面的品質ということがわかるような表現をきちんとすべきではないかと思います。

会長 ありがとうございました。

それでは2番目にまいりまして、「総合食料安全保障政策の確立について」、3ページからでございます。ここには食料自給率の問題も出てまいりますが……。

委員 3ページの(3)「食料自給率の位置づけ」のところの黒丸の三つ目に書いてありますが、自給率というのは、生産者、消費者といった関係者が主体的・積極的に取り組んでいく、その結果、維持向上されるものだろうと思っております。したがって、具体的な自給率というものを目標として設定することにはほとんど意味がないと考えております。部会長が先ほどお話しされたような感じの答申案の文言になるとすれば、今回の答申を受けていざれ政府与党の折衝を通じて具体的な数値が決められるという段取りになるんだろうと思うわけです。意味がないのに数値が一人歩きして、あるいはそれが政治的な思惑によって 例えばその施策が不合理であった場合 不合理な政策の裏づけというようなことに利用されるおそれがあるのではないかというように懸念いたします。

会長 ありがとうございました。

専門委員 タイトルでは「総合食料安全保障政策」ということになっているわけですが、重要なのは、国民の不安の解消という意味では、例えば(4)の不測時に対応する食料供給力の確保ということですが、ここに書かれている内容はどうも農水省サイドで考えるべきことしか書かれていないのではないか。我々がここで議論しているのは、農水省の審議会ではなくて、総理府のもとで総理に具申をするいろいろな考え方をまとめているわけですね。ですから、総合安全保障的な意味合いからいえば農業だけができる事柄ではないわけですね。例えば有事の際、あるいは何らかの災害時の食料の確保云々とか、そういうときに農業サイドでできることだけではなくて、通産、運輸、警察庁を含めた総理官邸における総合安全保障政策について、農水省、あるいは農業側から、例えばこういうことを総合的なプランニングとして確立してほしいという訴えかけをするべきではないかという気がいたします。

したがいまして、農業サイドのことだけではなくて、もっと突っ込んだ形で、まさに総合安全保障、あるいは危機管理の一環として食料に関してはこう考えているから、例えばここで幾ら米をつくれ、イモをつくれと言ったってそれを作るための燃料はどうするんだ、燃料の確保のためにはほかの省庁の協力も必要であるという観点がどうしても必要なわけで、そのためには省庁間の枠を取り払った形での安全保障の書き方をぜひしていただきたいと思います。

会長 ありがとうございました。

委員 今ほど基本的な考え方、目標につきましてお話をありましたように、ちょうど石川県で第10回の全国農業青年の大会が行われていて、「開け、はぐくめ、農業の夢」、農業は自然が職場であるということで、2,000人の国内外の青年が集っているわけです。そのような中で、政策目標としまして2ページの(1)~(3)までにつきまして私は強く賛同を覚えるものであります。

そこで、農業構造の変革によって食料の供給力の強化と、農業・農村の多面的機能の発揮という点が極めて重要であり、基本法に十分な盛り込みをいただきたいと思っております。いうなれば国土、環境の問題、そして農村環境の多面的な機能と維持の発揮ということだと思っております。つまり、作る喜びを知る農業であってほしい、またやる気の出る産業でなければならない、さらに消費者とコミュニケーションができるもので

なければならない、ということは、おいしくて安全な食品ということに理解を得られるものだと思っております。

次に具体的な方向が3ページにも盛ってありますように、安全保障の確立の中で、食料自給率の問題であります。部会長さんからお話がありましたように、生産、消費面からの条件とその性格を十分認識をしながら、自給率の目標はやはり指針として大きな意義があると思いますし、生産者、消費者、行政それがこの指標を作りながら忠実に努力をしていくことが大事だらうと思っております。

さらに関連しまして、生産面のお話もありましたが、特に今日、96万ヘクタールの転作をやっているわけでありまして、自給率の問題の中では、特に大豆、あるいは麦、飼料作の生産性を高めることが全体の自給率に反映をしてくるのだろう。世界の食料需要は、毎年500万ヘクタールの砂漠化という問題なり、あるいは人口は2050年までは増加、それ以降は漸減というように言われておりますが、そのような視点からすれば、私どもの地域も転作についてはただいまの品目をより強化するような行政指導をし、土地利用型の農業構造の推進に努めておるわけであります。そういう面から、今後この中で特に技術的な支援というものを明確に打ち出す必要があるのではないかなども思うわけであります。

会長 ありがとうございました。

専門委員 中間報告では総合食料安全保障政策というタイトルはあったんですが、中身がほとんどなかったわけですが、このように充実したことは評価に値することだろうと思います。先ほど部会長からお話がありました食料自給率の位置づけについて、国内生産面での条件、国内消費面での条件というようなお話がありましたが、生産面での条件、例えばニーズに合ったものをやるとかいうことに関しては3ページの(7)で書かれているわけです。消費面での条件も(5)で書かれております。一つ気になっているのが生産面での条件の中で、最後に部会長から、輸入量の多いものに関しては生産増強していくというようなお話がありましたが、例えば麦や飼料、あるいは大豆等を水田でつくっていく水田農法の確立を農民みずからが自発的にやるようなものに対する支援は必要な気がするんですが、そういうものの記述が必要なのかどうか検討をいただければありがたいなということです。

会長 ありがとうございました。

専門委員 3ページの(5)の食生活の話ですが、やはり食生活の部分が言葉としてこなれていないといいますか、具体的なものは何一つないなという印象を持っております。そのために私は国民が期待するものということで、食生活全体という意味で拡大解釈をしたという経緯がございます。それはそれでよろしいのですが、その中で、これから外食産業が入ってくると思うのですが、この外食産業は食品産業の方に入るのか、食生活の中に入るのか、この外食産業という部分がちょっと落ちているのではないかという印象でございます。

会長 ありがとうございました。

専門委員 先ほど専門委員からお話がありましたが、総合食料安全保障政策の確立というのは、農家自体がやる気をなくすということは農業全体がだめになるということなので、そういう意味では、私はこの文面は中間報告より望みを持てるような表現になったのではないかというように評価をしますし賛成をするわけであります。専門委員があっしゃった生産に対する支援というのは、私ももうちょっとあらわれてきてもいいのではなかろうかと思いますので、つけ加えて申し上げておきます。

専門委員 先ほどの専門委員の御発言ですが、この前も私もどこかで発言しておりま

すが、食品産業というのは一般的に食品工業がイメージされていますので、分類上の問題ですからこれは具体的に、食品産業とは何と何と何であるかということを括弧書きでも何でいいですから書いておいていただくとありがたいと思います。

会長 ありがとうございました。

委員 今日は骨格ですからある程度やむを得ないという気はしますけれども、食料自給率の位置づけにしても、不測時に対応する食料供給力の確保にしても、私はなるべくわかりやすく書いたらいいと思うんですね。この記述は、スケルトンだから割り引いて考えても、食料自給率の位置づけのところは、先ほど食料部会長のお話を伺っていて、「以上を踏まえた上での食料自給率目標の取り扱いの方向」と書いてあるだけで、どのように取り扱うかというのはよくわからないんですね。先ほど委員は目標設定など意味がないというようなお話をされました。私も実は当初からそういう意見をずっと持っていたのですが、食料部会の議論の最後の方では、これが世論と言えるかどうか疑問があるかもしれないけれども、農業団体は別として、非常に数多くの自治体が関心を持っていることについて、やはり調査会としてはわかりやすく答えるということが非常に大事ではないかと思うんです。

ですから、いろいろな御要望はあったけれども、結局それは無理なんだということであれば、無理だということをわかりやすく説明をしなければいけないんだろうと思うんです。先ほどの部会長の御説明ではどうもそういうことではないようだ、つまりその方向性はある程度出ているような口ぶりというか、雰囲気が読めるわけですから、もしそういうことであればそれはどういうことなんだとはっきりわかりやすく書く、それがこの項目についての私のお願ひです。

もう一つは、不測時に対応する食料供給力の確保についても、不測時というはどういうことが考えられるのか。前に調査会でも部会でも、むしろ短期的に見れば食料というのはそんなにひっ迫していないんだ、これは2010年までのことなんだから、その範囲内でそんな大きな不測の事態が起きるなんていうことはあり得ない、むしろ緩和の方向へ向かっているんだということをおっしゃった方もおられたくらいですが、そうではなくて、こういう問題意識で書くとすれば、手短でいいですから、どういうことが想定されるか、そのときにきちっとした危機管理の方策を取っていく。先ほど専門委員が言われたように、日本の安全保障としてそれを位置づけるということについては私も同じ意見でございます。

会長 ありがとうございました。

委員 先ほど専門委員から危機感がないと、全体の印象としてそういう御意見がありました。私も全く同じでございまして、これはこの次の文章でどのように記述されるかにかかわってくるわけですけれども、この農業基本法の見直しというのは一体何のための見直しなのか、そういうことを考えますと、戦後間もなくとかいろいろな理由はありますが、一消費者の立場としますと、何のための見直しかと。消費者は大変危機感を持っている、これは自給率に関する一つの数字ですけれども、国民の8割という大きな数字になって出てきているんだろうと思うんです。

要するに食料の量の問題、これは危機感を持っています。それから御承知のように質の問題でも大変な危機感を持っています。ですから、内外価格差云々の御意見もございますけれども、これまたアンケートを取るとおもしろいと思うのですが、今の日本のお米の値段がそんなに高いんだろうか、そういうことを今でも学生たちが話題にすることがあるくらいでして、一例ですけれども、国産大豆を作る運動とつくらせる運動というのが消費者と生産者の間で深く静かに広がりつつあります。そのような状況の中で何のための見直しかというのは、何度も申し上げますが、まず量の問題であり質の問題であり、それから文化、環境、国土保全、そういう大きな視野でということを言っておりま

すが、まさにそういうことで見直すわけだろと私は思っております。

そういうところで、自給率を何らかの形で数字に出すのか、どういう形で出すのか別
といたしまして、とにかく目標をきちんと出さないでもし終わったとしますと 今意味
がないという御意見があるものですから申し上げるのですが 国民の8割の方々たち、
不安に思っている方たち、それからこの調査会の成り行きを生産者ばかりではなくて消
費者のいろいろな団体の方たちがみんな見守っております。そういう人たちが、これは
一体何だと思うと思うんですよ。もうがっかりなんていうものではないと思います。何
のための見直しだということになるのではないかと思っております。いずれにせよ目標
をきっちり謳うということがなかったら、何のためにこれまで会議を重ねてきたのかと
私自身も思いますし、これは非常に大事なことだと思いますのでぜひ原案の線を大事に
していただきたいと思っております。

委員 先ほど委員の方からも意見が出たのですが、できるだけわかりやすく、素人が
読んでも伝わってくるような報告書にする必要があると思うんですね。さっき自給率の
位置づけのお話を聞いて、私自身も、数字を挙げるということについて、数字というの
は非常にインパクトが強いし、下手するとそれだけが一人歩きしかねない危険性を持っ
ているので取り扱いは慎重にすべきだと思うんですが、ただわかりやすさという面にお
いては非常にわかりやすい。それがもし挙げられないとするなら、この報告書の中でど
ういう表現をするんだろうというのはさっきの部会長の御説明ではちょっとわからなか
ったんですね。ですから、現在の42%を最低ラインとして維持して、向上を目指すとい
う文言にするのか、その辺はどういうものを目指すんだろうというのが国民にすっと伝
わってくるような表現をぜひ入れていただきたいと思います。

あと供給力の確保についても、これは柱だけだからということもあるのかもしれない
ですけれども、さっきから考えてみましてもどういうことを言おうとしているのかがよ
くわからないんですね。ここにある「農業水利システム」とか「農業技術の確保を通じ
て」云々というのは具体的にどういうことをイメージしているのか、また「農業生産へ
の転換」、「適正価格での供給」というのは例えばどういうことなのか、もうちょっと
わかりやすく御説明いただければと思います。

会長 弾が飛んできましたね。部会長さん、お願ひします。

食料部会長 今までいろいろな方々から出されました御疑問等につきまして少し説明
をさせていただきたいと思います。今言われましたわかりにくいという点ですけれども、
これは非常にコンパクトにタイトルだけ書きましたので、これだけ見たのでは確かに何
もわからないのに近いかと思います。まず自給率の方から申しますと、最後のところの
「以上を踏まえた上での食料自給率目標の取り扱いの方向」とだけ書いておりまして、
その方向というのは右を向いているのか左を向いているのか書いていないわけですが、
これは非常に議論が対立したといいますか、かなり突っ込んだ議論が行われたところで
ありますので、あえてここには書かないで後で私が補足説明をした、その補足説明もよ
くわからないということだろうかと思います。

もう一度申し上げますと、実はこれは食料部会で何度も繰り返し長い時間をかけて議
論をしたわけでございますが、その議論の間で、食料部会の個々の委員の方の御意見も
さまざまに変わってきております。同じ方が最初のころにおっしゃった御意見と最後の
ころにおっしゃった御意見と変わっているわけです。それは進歩したと私は信じている
んですが、その進歩の一一番大きいのは、先ほども委員がおっしゃいましたけれども、食
料自給率の数字が出てこれが一人歩きましたのではぐあいが悪い、このことについては食
料部会の各委員の意見は最終的にかなり深いところまで理解した上で一致した、このよ
うに思います。

つまり食料自給率の目標を、その構成する諸要因についての深い理解がないままに簡

単にある数字を掲げて出すというのは好ましくない、この一致に至るまでさまざまな資料等で事務局にも随分御苦労いただきましたし、議論もしたわけでございます。しかし最後まで、そういうことについてさまざまな配慮を行おうとも、食料自給率というものを政策目標とすることは好ましくないという御意見の方もございました。もう一方は逆に、今日も何人かの方から出ましたが、やはりはっきりした数値として出してもらわなければこの会議の意味もないというような強い御意見もございます。しかし、農業部会長の方からもお話をございましたが、何とか両論併記ではなくて最小限のところで共通の理解ということで調査会の結論を出したいと。

私が先ほど申しましたことは、食料自給率にかかる生産面、消費面、その他のさまざまな要因をこの報告書の中で十分に説明して、食料自給率というものがどのような要因によって構成され、またどのような要因によって変化していくものであるか、あるいはこれについて政策的に維持向上ということを考えたときにどのようなことが問題になってくるのか、こういうことを十分に説明し国民の理解を深める努力をした上で、一人歩きするということではなく、一つの努力目標といいますか、指針といいますか、そのような意味合いを持つものとして自給率という数値が政策上位置づけられるものであれば、それはそれなりの意義があると考える、こういうのが大体食料部会のいろいろな議論を通じて多くの方々の御賛同を得られた結論であろう、このように私は申し上げたわけでございます。

なおその中には、この調査会の報告書で食料自給率何%が望ましいということを明示するということは入っておりません。食料自給率という概念と申しますか、数値と申しますか、それが政策上、さまざまな条件を十分に考慮した上である役割を持ち得るものである、こういうことを報告書の中に盛り込みたいというのが先ほど私が申し上げたことでございます。大体おわかりいただけましたでしょうか。

委員 今、食料部会長があっしゃられた進歩した例か、後退した例かわかりませんけれども、私も最初に参画しましたときには、自給率を上げたいということは、みんなが国産品を食べたいと言ったり、農業を日本で確保したいということを国民一般が言っていることは供給力を持っていてほしいということの言い換えの言葉だったように思います。率というのは、一人歩きという言葉が委員の方から出ましたが、この報告書がどのように基本法の変革として書かれていって、どういう政策になっていくのかというのは素人ですのでまだよくわからないのですが、前の農業基本法を読んだり、研究会報告書を読んだり、これから直すべきところはどこだとか、そういうことを読んだりしている自分が参画した部会の今までの流れを考えてみまして、前の農業基本法に書かれていることは全部予算獲得のための文章になっているんですね。

ですから、率が一人歩きするというのは、いろいろな意味で問題があるのかなというようにも思いますし、今まで私どもが供給力と自給率の関係がわからないでおりましたのも、要するに作る人と食べる人の距離があり過ぎてどうなっているのかわからないまま飽食の時代に流れ込んでいるわけですね。ですから今、農業の後継者がいないとか、これから大変だとか言われても、国民からすれば現場で起こっていることは余り見えていないと思うんですね。

ですから、前段では日本の農業に後継者がいないとか、高齢化とか、放棄されるところが多いとかいろいろ書かれてありますけれども、逆に読めば、だからこそ日本の農業を建て直す転換期として一番いい時期だと思っておりますので、私ども、難しいことはわかりませんが、いろいろ勉強させていただきまして、農地法とか、法律の手直しをしなければならない部分とかたくさんあると思いますので、そういうところを手直しつつ、皆さんから出されたいろいろな方法がうまく展開するような基本法ができればいいなと思っております。皆様考えていらっしゃるいろいろな御意見は部会で出尽くしていると思いますので、これを集積してどういう文章にしていくかというのはやはり5人の先生方にお任せすることになると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

会長 わかりました。ありがとうございました。

委員 私もただいまの委員とほぼ同じ考え方でございます。私も最初は何とか具体的な数字が表現できればしたいものだ、このように思いました。ただ、これを勉強しているうちに、何をもって良しとするかという根拠が到底得らないということがわからました。例えば先進国の中で日本は最低じゃないか、先進国でも一番低いイタリアの65%くらいまでもっていけないのかとか、あるいはそこまで行けないにしても、50%までもっていけないかとか、いろいろ考えてみましたが、1%上げるだけでも新たに30万ヘクタールくらいの土地が必要である、これから日本で新しく開拓できそうな土地というのは35万ヘクタールだ、だからせいぜい1%くらいしか上げられないというようなことも数値的に出てまいりました。そうなってくると到底国民の皆さんのが安心してくださるような50%とか、先進国の中のイタリア並みの65%など全然考えられない。

それでは何がためにこういう問題が出てくるのかといいますと、不測の事態における食料生活は一体どうなんだということであろうかと思います。したがって、そういう方面を少し突っ込んで、そういう場合においても何とかなるように準備いたしておきます、ということが大事なのではないかと考えまして、何をもって良しとするか、そういう数字が決められなければそちらの方に重点を置く、そのように考えたわけでございます。

会長 ありがとうございます。そろそろお終いにしたいと思います。

委員 今、食料自給率の問題が出ておりますが、農業者がどうすれば意欲を持って農業ができるかということが一番の基本ではないかと思います。委員の皆さんのお意見は十分わかりますし、国民の合意を得なければならぬということも十分わかります。だけれども、今ここでこれだけ衰退した農業を盛り上げて改革するにはどうしたらいいか。本当に全国の農業者がこの委員会を見守っているわけです。皆さんの意見は十分わかるわけですが、もっと意欲の持てるような表現、だから目標も掲げてほしいと思います。

委員 今日は後の方で発言をさせていただこうと思っていたのですが、私も今までのお話をちょっと確認する意味の発言をさせていただきたいと思います。さっき専門委員からお話をございましたが、延々と調査会をやってまいりましたが、私の今の率直な感じは、今まで何のためにこれだけ力を注いできたのかなという印象を持っております。これは委員がおっしゃったのは全く逆の意味でのそういう感慨でございます。

ということは、私ども経済界の人間というのは、今の世の中はますます国境の壁が崩れ、市場経済原理がフェアな競争の中で行われる時代が来た、それに農業も合わせながら日本の農業の競争力を高めていかなければいけないのではないかというように基本的に考えておりますので、その視点からいくと大分方向が違うという印象を持たざるを得ないわけであります。今それをどうのこうのと言うのではないのですが、専門委員も言われたかと思いますが、そもそも論として、この調査会は農水大臣の諮問機関ではなくて総理大臣の諮問機関として発足しているという点をもっと念頭に置くべきだったのでないかと思います。というのは、全体の流れは農水省の考え方を中心になっておりまして、もっと言えば、縦割りの中の農水省という立場からの視点が余りにも強過ぎたのではないかという印象を持っております。

したがって、今これをどうのこうのと申し上げるのはツウーレイトだと思いますけれども、今までいろいろ発言がございました中で、現状の財政基盤が極めて深刻な事態にあるということで、当然コストの問題とか効率の問題を考えざるを得ないということ、それから、36年続けてきた法律の改正ということでありますが、その中に従来からの古い規定がいろいろある、これができる限り整理して新しいものに見直していくとか、少なくともそういう視点だけでも入れて従来の古い姿から新しいものに脱皮していく、こういう姿勢が必要ではないかなと感じております。

具体的な問題についてはまた後ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

会長 ありがとうございました。

それでは次の問題点、4ページの2の株式会社を含む「地域農業の発展可能性の追求」と我が国農業の持てる力の最大発揮」、これについて御意見をちょうだいします。

委員 先ほどからいろいろな御意見があるのですが、これは食料・農業・農村問題調査会でありまして食料問題調査会ではないですから、やはり農業・農村問題が基本的に中心になっていくのは当然というのがまず私の見解でございます。

それを前提に置きまして、4ページの(2)の項目に対して少し御配慮いただきたいということでございます。ここに「意欲ある多様な担い手の確保・育成と農業経営の発展」ということで5項目入っているわけですが、このほかに「農業経営政策の体系的な整備」という項目があつて初めて以下の5項目が確立されるのではないかと考えているわけであります。と申しますのは、その上の(1)の「次世代に向けた農業構造の変革」というところにございますように、生産者から経営者になってくれ、それから自立精神と優れた経営感覚を持った農業者になってくれという委員の皆さんの強い意図があるわけでございまして、私、農業経営者としてこれを何とか実現しなければならないということで頑張るつもりでありますが、まだまだ私どもの仲間は生産者としての領域から出でていない、いよいよこれから経営という問題に入らなければならないというのが現実でございます。

したがって、私も含めてですが、私どもの仲間を見まして、経営規模の拡大にいたしましても、資本装備、財務基盤の強化、労務確保、労働条件の改善、労働の終年雇用等も含めまして経営管理能力の向上が大きな課題であるわけでございます。その観点からも、農業経営政策というものが基本にあって初めて次に動くのではないかというのが私ども農業経営者の切なる政策への期待でありますので、難しい問題かもしれません、ぜひ御配慮いただきたいということであります。

会長 ありがとうございました。

専門委員 一つは株式会社の問題でありますけれども、農業が非常に荒廃しつつある、跡継ぎも育たない、放棄する耕地が非常に広がっている、もちろん高齢化が進んでいる、そういう時代にあっては、株式会社であるなしにかかわらず、農業をやってみたい、農業に挑戦してみたいという人をどんどん受け入れるようにするのが当たり前ではないかと思うわけです。今そのまま放っておけば耕作を放棄するところがどんどん増えていく、いわば集落としても成り立たないという状況なわけですから、やりたいという人がいたらやらせる。もし懸念することがあればそれにはいろいろな条件をつけることが可能なのではないかというように私はかねてから思っておりまして、元気のある農業を21世紀の日本の中で広げていくに当たって、株式会社を含めて幅広くいろいろな形態を農村が引き受けるようになってほしいなと思っております。

ちなみに私自身は環境倫理などということをやっておりますが、実は株式会社という形態でやっておりますが、本来は環境倫理などは株式会社としては成り立ち得ないはずなんですが、10人くらいで何とかやってあるということでございます。株式会社でも倫理の問題ができるということをちょっとPRしておきたいと思います。

もう1点は、先ほど来議論が出ました内外価格差の問題であります。これは市場原理の活用というコンテクストの中で内外価格差を縮小するということなんですが、もちろん内外価格差を縮小する努力をすること自体は大変結構だと思うのですが、ただ、考えてみると、内外格差があるのは農作物に限らないわけです。例えば医療、教育費、あるいは賃金、税金だっていろいろなものに内外価格差が現にあるわけです。なぜ農業だけ

内外価格差をこれほど強調するのか、これについてはもう少し慎重な考慮を要するのではないかなと思うわけです。

そのもとになっているのは市場原理ということなんですが、この市場原理を農業という部門に果たして広く活用できるのかどうか、私自身は、農業が持っている二つの面、つまり産業的な面についてはもちろん市場原理を強調していいと思うわけですが、同時に農業というのは、繰り返し議論してきていますように、環境保全とかその他さまざまな公益機能を持っているわけですね。公益機能の分まで市場原理を適用するのはなかなか大変で、だからこそ公的資金で支援をしようという発想が出てきてもおかしくないわけですね。ですから、余り内外価格差の縮小という点について過度に強調し過ぎるのは公平を欠くといいますか、ほかの医療その他教育費などにも莫大な内外価格差があるわけで、それを承知の上で日本国民は生きている中で農作物だけ内外価格差の縮小を言うのは説得力がないのではないかと思うわけです。

私は金融などは市場原理が一番活用されるべき分野だと思うわけですが、それでも今公的資金でもって救済しようという話が起こっているわけですね。そのように市場原理というのは王様でも何でもない、いわんや農業のように非常に多面的な問題で市場原理を過度に強調することに私はむしろ危惧を感じるわけです。

会長 ありがとうございました。

専門委員 4ページの(1)が農業構造の変革という話になっていますが、その中の3番目の「施策を集中する農業者が地域社会全体と融合し得るよう配慮」とあります。たしか中間報告にこういった文章が入っておりまして、私はどうやって融合し得るよう配慮するのかということがちょっと気になるわけであります。農業構造の変革というのは、中心的な担い手に施策を集中して、彼らが農業生産の大多数をやるような状況を作るわけですから、そうするともう一つ必要になってくるのは農村の中での機能分担の発想といいますか、いろいろな方がいらっしゃるよ、しかしそれは、今、専門委員からもありましたように、産業政策とちょっと違った趣味的な農業だと、日曜農業とか、あるいは環境保全とかそういうものをやっていますよと、同じ農村の中にいてもちょっと違うんだというような機能分担の思想を定着させていく必要があるのではないかどうかという気がしております。こうした文言をどこかに入れておいていただくとありがとうございます。

それからその下の農地問題に関してですが、公共性が非常に高い、ある程度利用規制も必要だというようなことが書いてあります。これはこれとして評価されるものだと思いますが、しかし現況ではそれがうまく機能していない。不適正だと言われていてそのまま放置されたり、耕作放棄地がそのまま放置されていることがある。そうすると、農地の利用と所有が適正に行われているかどうかということに対して監視機能を強化する必要がありはしないだろうか。とりわけこれは法人化のところで株式会社を農業法人の中に含めるという議論の中でも大分あったと思うのですが、不適正とされる事項、行為の基準を明確にして、不適正な場合には国が強権を発動できるような仕組みを検討する必要があるのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。その際、監視機能を持つところと、農地集積が携わるところと、強権を発動するところ、この三つはやはり別にした方がいいのではないだろうかと考えております。これが2点目であります。

3点目は、農地施策一般といいますか、農地関連施策についてですが、この委員会での共通認識は、構造政策というのは、先ほど申し上げましたように、中心的な担い手が大部分の農業生産をやるような構造にしたいというようなことだらうと思うのですが、そのためには二つの条件が必要だらう。一つは市場原理の導入ということ、もう一つは自由な経営の展開ということだらうと思いますが、後者の自由な経営の展開のためには、具体的に言えばさらに三つくらいのことをする必要であると考えております。一つは、

集落営農にしろ、第三セクターにしろ、株式会社にしろ、あるいは家族経営にしろ、多様な農業経営形態を認めますということ、二つ目は、農業は耕作だけだという、これは農地法上の話であります、そういうことではなくて、加工、販売など多様な事業領域を農業経営として認めますということ、三つ目は、自由な新規参入で、農家以外の方々の自由な参入を認め、同時に自由な退出も認めます、この三つの条件があつて初めて自由な経営の展開ということが可能になるんだろうと思うわけです。

今日のスケルトンではその方向性が見えておりますので、それはそれとして評価したいのですが、しかしながら、経営という視点から見ますと、どうも今の農業経営は農地に縛りつけられてこれら三つの条件を展開するには十分だとは言えないのではないかどうかというような危惧の念を持っております。自由な経営の展開ということは文言としてありますが、そういうものが一体どのように担保されるのかということが見てこないということがあります。恐らく農地流動化によってそれをやるんだよということなんだろうと思うのですが、しかし、農地流動化政策は昭和1けた生まれの農業者がいなくなるということを期待したり、あるいは作業受委託で何とかなりますよということを期待したりということなんだろうと思いますが、なかなか進まない。今まで制度的な改革も何度かやられてきたわけですが、短期的にはそういった制度改革で何とかなる、あるいはそういった制度改革は専門家にも評判はよろしいのでしょうか、長期的な視点から見た場合には、自由な経営の展開ということにはどうも寄与していないように感じられます。

この調査会では相変わらず農地問題に手つかずに入れたのではなかろうか。中間報告には「農地制度のあり方」というのが3ページにあるのですが、今日の資料では4ページの(1)、(2)とあって、(3)が市場原理の活用になっていて「農地制度のあり方」がちょうど抜けてしまっているわけです。中間報告の場合には主に株式会社の問題を農地制度の問題として取り上げていたためにこのようなことになったんだろうと思いますが、将来にわたった長期的な視点からする農地制度のあり方についてもっと検討する必要があるのではないだろうか。また最後の方に「政策のプログラム化と定期的な見直し」ということが7ページに書かれておりますが、こういった中でやるのがいいのかどうなのか、私もちょっとわからないところがありますが、つまり農地に縛られたまでの農業経営ではなかなか自由な展開ができない、これをどうするのかといったところをもう少し検討すべきだろう、これが申し上げたい3点目であります。

4点目は、先ほど委員があっしゃったことと関連するのですが、農業経営政策の体系的な整備ということがあります。具体的になって恐縮ですが、施策を集中する際に、認定農業者、あるいは法人経営というところに施策を集中するわけでありますが、しかし認定農業者になりたくない。つまり経営者というのはリスクを背負ってストレスの多いことをやるのが経営者の一つのあり方だらうと思うのですが、そういう方々はやはりジャンプアップしたいということがあるのだろうと思うんです。そうすると認定農家に加わらない、法人経営にも加わらない、しかし経営者のネットワークみたいなのはつくっているよ、というのは結構あると思うんです。

したがって、行政的に認定農家でなければ支援しない、あるいは法人経営でなければ支援しないということではなくて、そういう経営者の自生的なネットワークも何らかの形で支援するよう 支援が嫌だというならばそれはそれでいいのですが そういったことも考えておく必要があるのではないかという気がします。

会長 ありがとうございました。

専門委員 まず第1に用語のことから整理をした方がいいのではなかろうかと思います。先ほどからわかりやすい用語を使った方がいいのではないかというお話をあります、例えば「多様な担い手の確保」の「担い手」という表現と「育成すべき農業者」、あるいは「施策を集中する農業者」、これらは別々なのかなという感じがなきにしもあ

らずでして、この用語は果たしてこれでいいのかどうか、むしろ「担い手」の方がわかりやすい感じもするし、この辺の整理が必要なのではなかろうかとまず思います。

それからこの前、株式会社のことについて委員から問題提起されましたが、そのことが今日の部会長さんの最後の方の御説明だというように理解をしているわけであります。ある意味で今の時期にどうやって改革をしながら進めていくかというと、農業生産法人という枠を一つ持った上で、先ほど専門委員から言われた「条件」となるとやはりそのようにならざるを得ないのでなかろうか、そういうことで認めていくことが現状としてはベターなことではなかろうかと思います。もし21世紀の農業者にふさわしいような用語があったらぜひ工夫をしていただければありがたいと思います。

専門委員 先ほど内外価格差を盛り込めと言った1人として、専門委員と、同じような形で委員が米は高いのかということをおっしゃられたので一言補足的に申し上げたいと思います。一つに内外価格差そのものというより、その背景にあるものが問題であるということを指摘したいわけです。つまり自由な競争のもとにおいて、日本のお米が高いから日本人は高くて日本のお米を食べるんだという結果であればだれも文句は言わないはずなんですね。しかしながら現実は国境措置なりさまざまな価格政策のもとで一定の価格支持、あるいはバリアーがあるために高いものを食べさせられている。それが高いと思っているか思っていないかということよりも、現実にいろいろな選択肢が与えられているかどうかということをやはり問題にしたいと思います。

したがって、極端に言って、自由化した場合に本当にお米が高くないと思っていれば日本のお米を食べるでしょうし、いわば経済の活性化の基本である参入と撤退の自由といいますか、競争の自由といいますか、そういうものが担保されて初めていろいろなものが動いていくわけで、その結果として生じた内外価格差であるならばだれも文句は言わないであろう、しかしながら現在生じている内外価格差というのは決してそうではないかということが内外価格差を問題にしろということの意味であります。

では本題の方に入りますが、4ページの意欲ある多様な担い手と法人化の推進の中で、文言的に欠けていることの一つとして考えられるのはやはり不確実性の拡大という問題があるのではないか。すなわち金融的ピックバンの進展、それからWTOのもとでの関税化の問題、したがって価格の不安定化等々いろいろな意味での不確実性がこれまで以上に大きくなってくる。これまでの農業者というのは、いわば作業者であれば良い農業ができたり、良い経営者を意味した。しかし、良い作業者イコール良い経営者ではなくなった。その意味で、先ほど委員もおっしゃいましたが、経営者になるための努力、その方向の一つとしていろいろな担い手問題が出てくるのではないか。その一つとして株式会社がある。

先ほど農業部会長から株式会社の利点について御説明がありましたけれども、その中で私の理解ですと、効率的な事業展開とか、広範な資本調達が利点であるということを言いました。農業部会長に申し上げるのは釈迦に説法のような気がしますが、さらに株式会社の利点として、よく言われている経営と所有の分離によるリスクシェアといいますか、所有者と経営者のリスクの分担というものが大きなメリットであるということと、それから広範な人材の登用ということをぜひ盛り込んでいただきたい。それは先ほど言いましたように、まさに不確実性、リスクがこれから増大していく中での農業経営をいかにうまく乗り切っていくかということのためには非常に重要な課題であると認識しているからであります。

会長 ありがとうございました。

専門委員 私からも内外価格差の問題に触れさせていただきたいと思います。冒頭の「基本的な考え方」の検討の中でも、例えば委員から、もっと基本的視点の中に内外価格差の縮小ということを入れ込むべきである、項目を起こしても国民の期待という中で

入れ込むべきである、このような御発言がありました。またそれを受け専門委員からも「合理的な価格」とか「適正な価格」というのはどうもわかりにくいのではないかと。専門委員の言葉をさらに翻訳すれば、一体内外価格差をどういう観点からどこまで下げるのかというようなはっきりしたものでなければいかん、それを「合理的な価格」とか「適正な価格」という言葉ではわかりにくい、こういう御指摘もあったかと思います。

それに対して、先ほどの専門委員の発言に代表されるように、市場原理に過度に偏って内外価格差を縮小していくということはいかがなものかという御発言があり、それに対して私も御意見を申し上げようと思ったのですが、その部分については専門委員が今御指摘になりました。背景として、強いて言うならばWTOの概念というのが残念ながらこの調査会ではアンタッチャブルと言ったら言い過ぎかもしませんが、余り触れられていなかつたと思います。外交交渉事であるからということで触れられていなかつた。しかしそのときの大前提として、農産物というものが国際的なマーケットで流通するものなんだということは皆さんで踏まえていることなわけです。お米ですらそうなろうかと言っているわけですから、ましてやお米以外の農産物では、現在日本の市場の原理というだけではなくて世界の市場原理の中で動かざるを得ない状態にあるという認識をすれば、市場原理に余り偏るのはどうかというのは国内的に見ればわからんでもないんですが、例えば麦や大豆にしても世界的な農産物ですから、すべてそういうものは世界の市場の中における日本の固有の力はどうなんだ、大豆の力はどうなんだということになってくると思うのです。

そうなってくると、内外価格差、つまりアメリカの小麦に対して日本の小麦の価格はどこまで行けるか、その価格はどうなのかというのが、専門委員が「適正な価格」とか「合理的な価格」というのはわかりにくいけれどもどういうことなのかとおっしゃったことだと思うんです。具体的に言えば、外国の農産物と戦っていける日本の農産物の価格はどうあるべきか、それを一言で言えば内外価格差の問題、このように私は理解しております。

そこで、これは先ほど来出ている食料自給率の問題とも大いに関係することだと思います。どういう答えが出るか、先ほど議論がなされたところでありますけれども、いずれにしろ食料自給率をもっともっと高くしていこうということであるならば分子の数字を大きくせざるを得ない、これはわかり切ったことなんです。分子を大きくするためにには、現在輸入に頼っている部分が非常に大きい、それに対して国内生産が少ないということなんです。しかももっともっと絞っていけばお米というのはほとんどが国産ですから、今後も頑張っていかなければならないという意味でお米の政策というのは大事ではありますけれども、現在の自給率が低いというのはお米以外の主要農産物によっているわけですから、それをどう強くしていくか。そういう意味で、今までの議論の中で麦だと大豆についての討論が少し不足していたのではないか、みんなお米の方へ行き過ぎていたのではないかという気持ちがいたします。

そこで米以外の主要農産物の価格をいかに下げるかということが実は外国の農産物とどう戦っていけるかということの決め手になるわけですから、内外価格差という問題は食品産業にとって浮沈をかけた問題でありますが、同時に自給率を高めるためにもお米以外の主要農産物の価格をもっともっと下げていく、その相手は何かといったら外国の農産物であるということです。したがって、世界をマーケットとしてとらえて市場原理に基づいてそれに勝てる農業を打ち立てなければならないということをしばしば申し上げているわけであります。

各論に入るのですが、5ページの「市場原理の活用と農業経営の安定」の「内外価格差の縮小」という項目を設けてあります。この文言にこだわるわけではないのですが、最後の締めくくりの言葉が「内外価格差の縮小の努力」とあります。この「努力」というのはどうも私はいただけないと。これはまさに内外価格差の縮小そのものであり、あるいは言葉を入れるならば「縮小の促進」というか、「実現」というか、そうい

う言葉であるべきであって、「努力」というのはいただけないのではないか。なぜそうになったのか、中間とりまとめを見てみると、確かに「内外価格差の縮小に努め」という言葉は入っておりますが、実はそれには文章のつながりがありまして、「内外価格差の縮小に努めることによって」云々ということにつながっているものであります。ところがここは目的語としてバチッと切っているわけですから、もしもこれを変に解釈したならば、努力目標なのかというように受けとめられかねないということで、これは何か含むところがあるんだつたらばあっしゃっていただきたいし、議論をしたいと思いますが、そうでないならば、これは「縮小の実現」とか、あるいは「縮小」でピリオドを打つとか、そういう考え方であるということを明言していただきたいと思います。

実はこの「内外価格差の縮小」というのは4ページの上の方の「食品産業の健全な発展」の中でも「内外価格差を縮小するとともに」とはっきり言っておられるわけですから、それとの整合性からいっても「努力」というのはまずいのではないかなと思っております。

実はそれ以外の項目を見ますと、最後のところに来ている言葉は全部「実施」とか、「見直し」とか、「推進」とか、「促進」とか、「充実」とか、「改善」とか、「解消」という言葉で切っているわけです。当然そうなんです、少なくとも実施に向かって努力するとか、見直しに向かって努力するとかは言っていないんです。同様にここも「努力」というのはおかしいのではないか、このように思います。

それから、ここだけかと思っていましたら、もう済んだところですが、3ページの「国内生産を基本とする食料の安定供給」という中に、国内生産を大事にしなければいかん、それとともに輸入・備蓄を適切に組み合わせなければいかんと。そしてその後、輸入について「外交努力」とあります。ここも実は前回のペーパーの2ページには「食料外交の積極的推進」ということをはっきり言っているんですね。ということであるならばこここの「努力」というのも誤解を招くのではないかと思うわけです。

ついでながら先ほどの5ページの「内外価格差縮小の努力」というところは、これも前回のペーパーの5ページには、「生産性向上努力によって、内外価格差縮小の要請に応える」となっておりますから、それらを受けてこここのところはお考えいただきたいと思っております。

会長 ありがとうございました。そろそろ時間がなくなってきたが、農業部会長には後で一言お願いしたいと思っています。

専門委員 今の専門委員の問題と関連しておりますが、5ページの(3)の「市場原理の活用に伴い」というこの文章が私には余り理解できないわけです。先ほど専門委員が、市場原理を導入するのは当たり前、当たり前とはあっしゃいませんでしたけれども、市場原理を導入した結果、価格の大幅な低落ということになった場合、そのようなことにならないように、次の市場原理のメリットを減殺しないように留意しつつという.....。先ほど委員もあっしゃいましたけれども、ここだけ見たらわかるわけないなというにも思いますが、ここが私たち消費者としては非常に関心の深いところで、例えば今乳製品などは価格が安いので輸入が大変多くなってきて、その原料を使って加工乳とか乳飲料をつくって、消費者がそれを日本で取れた牛乳と錯覚して買っているという現象があるわけですが、市場原理といえば先ほどの輸出入の話も出てくるわけですね。そうすると、大幅な価格の低落、日本の酪農が壊滅状態になったときには何とかするよということなのかなと自分で解釈しておりますが、消費者としてはそのようになっては大変だ、やはり日本の酪農を育てて日本の牛乳を飲みたいなどみんな思っているのですが、そういう場合はどうするのかということを具体的にわかりやすくここに書き込む必要があるかなと思います。

それから4ページの株式会社のことですが、私は当初から、株式会社というのは人に

よっていろいろイメージが違うと言っておりました。例えば施設園芸だと酪農というのは今株式会社でやっていらっしゃる方もあると私は思っていたわけですが、ここでは土地利用型農業ということで限定されて株式会社を論じられておりますが、三つ目の黒丸の「株式会社一般を認めることについての評価」、ここが一般の方には大変わかりにくいので、ここは明確にわかりやすく具体的にぜひお願ひしたいと思います。

会長 ありがとうございました。

専門委員 第1点は農地政策の問題でございますが、先ほど専門委員も発言されましたのでできるだけ手短にいたしたいと思います。2カ所で取り上げられておりまして、4ページのところでは農業構造の変革という文脈で語られているんですが、私は最後の四つ目の黒丸のところは一つ項として起こすくらいの重みがあるんだろうと思っております。現状の問題点ですか、例えば1筆ごとについて転用の可否を判定する方式ですか、いろいろな問題があろうかと思いますので、ここは問題の重みからいっても両括弧で1項目起こして書き込む必要があるのではないかと思っております。例えば次の項目はいわゆる株式会社の問題ということでございますが、私は農地の政策のありようによって実は株式会社に関する判断も変わってくるという意味で農地の問題は基本的な問題であって、あの問題はある意味で応用問題であるという意味でも、この農地の部分についてもう少しグレードを上げた扱いをしていただければと思っております。

それからもう一つは、先ほど多少予告めいたことを申し上げましたが、6ページの(5)「生産基盤の整備と技術の開発・普及」というところがあるわけです。これも生産基盤の整備も、技術の開発・普及というのも非常に大きな問題でございますので、分けて項を起こすくらいの重みがあるのではないかと思っております。基盤整備のところにつきましては、三つの丸のそれぞれについていざれももっともなことだというようには思います。その上で、「土地改良制度の見直し」ということが最後に一言あるわけですが、これはハードないしは準ハードの問題なり方向性の提示でありまして、実際にはソフトといいますか、まさに制度上の問題が農業基盤整備についてはかなり山積していると思っております。事業の資格者の問題ですか、費用の負担の方式の問題ですか、土地改良区の運営の問題ですか、まさに昭和24年にできて以来50年たって時代にそぐわなくなってきた部分があろうかと思います。

客観的に見まして農業部会なり調査会での議論で、こういう方向で見直すんだというところまで残念ながら議論が深まったとは言いがたいと思いますけれども、こういう問題があって、こういう問題についてきちんと見直していくんだという方向性は謳っておくべきではないかと思います。

それからもう1点だけ。私は今日は株式会社の話を申し上げるつもりはなかったのですが、議論は、自然人か法人か、あるいは法人であれば有限会社形式であればどうかというような、いわば生産を担う人の属性ないし資格でもっていいか悪いかというような議論があるわけですが、私はこれからは属性というよりもきちんとルールに従って農業生産を行うかどうか、そこが農業生産に関与することを許容するかどうかの判定基準になっていくべきだと思っております。つまり資格なり属性ではなくて、むしろビヘイビア、行動に着目してきちんと規制をすべきことはするという方向に徐々に移っていくべきだと思っております。その場合に、行動を規制するきちんとした準則といいますか、ルールというものがこれから農業の場合には打ち立てられる必要があるかと思います。環境保全型農業ですか、あるいは持続可能な農業ですか、あるいは地域資源の合理的な利用とか、こういったことが根本のルールであって、これに従うかどうかということが決め手になるような方向に徐々に移っていくというように思います。そのルールのあたりをどこかに芽だけでも出していただければという気がしております。

会長 ありがとうございました。

委員 今おっしゃったことと重複するところがあると思いますが、担い手の問題、特に株式会社の議論の中で、先ほどの御説明を聞いておりますと、いわゆる農業生産法人とか、既に農業をやっておられる方が株式会社に移るのについては余り抵抗はないけれども、株式会社一般についてはなかなか認めがたいというような農業部会長の御発言ではなかったと思うのですが、もしそうであるとすれば、私は農業の生産性を上げるという意味ではちょっと問題があるのではないかと思うわけです。生産性を上げるという意味では、意欲を持った外からの新しい担い手が現れてくることが一番必要なわけでありまして、そういう意味で私は逆に農業を経験していない人々も、農業をやりたいんだということであれば積極的に受け入れていくことによりまして新しい農業が活性化していくのではないだろうか、そういう観点を申し上げたいと思います。

また株式会社であれば農業に参入してはいけないというのはまさに需給調整といいますか、参入規制の最たるものであって、現在のような自由に職業を選べる、自由にいろいろな事業ができるという世の中で参入禁止をすることが事実上あるとすれば、これにはよほど積極的な反社会的な事実があるということでないと、参入禁止をするということは非常に問題があるのではないかと思うわけです。そういう意味で、株式会社一般も参入できるという大原則のもとでそれによる弊害をつぶしていく、先ほどのルールによるチェックということも非常に重要な要素だと思いますけれども、懸念のない形で入れるようにするというのも私は政策というものではなかろうかと思います。

それから、内外価格差の問題について他の方もおっしゃいましたけれども、参入自由という中で出てまいった内外価格差であるならば国民も納得するということではなかろうかと思います。

会長 ありがとうございました。

委員 簡単に発言したいと思います。特に法人の問題ですが、株式会社にすれば必ず良くなることがあるのかと逆に聞きたいと思うのです。もしあるとすればそこにお金が入るか、技術が入るかということではないかと思うのですが、問題は、組織が株式会社になったとしても良くなるとは限らないと思うんですね。というのは、そこに新しい技術的な工夫が行われるからこそ改善が行われるのではないかと思うわけです。そういう意味で、私どもパンの仕事をしているわけですけれども、小売店がある、小売店が大きな店に負けてしまうというようなことは現実にあって、それをいかに活性化するかということが大きな課題であるわけです。

そのようなときに何をするかといいますと、そこでどのような仕事をしたら本当に生きられるかということを考えるわけです。そして私どもがそれを開発してやってもらうわけです。麦とかお米とか大豆では当てはまらないのですけれども、例えばイチゴの生産の場合には、通常であれば春が旬なのであります。現在は春、夏、秋、冬、いつでも取れるわけです。なぜかといいますと、クリスマスのときに一番売れるからなんですね。1粒30円くらいするわけです。そうすると農家の方がそれに向けていろいろな工夫をしてやってくださる。それに対して我々もまた工夫をしまして、クリスマスだけでなくて和菓子に生イチゴを使う。そうすると、クリスマスだけでパーッと終わっていたのが1月も2月もイチゴが出るということで年間を通して高いイチゴを使っているわけです。

ですから、そのような形で何かしらそこに技術の前進があるときに初めて国際競争力のある農産物が出てくるのではないかと思うわけです。私どももアメリカのイチゴも使いましたし、オーストラリアのイチゴも使いましたし、いろいろなイチゴを使っているわけですが、結局一番おいしいのは日本のイチゴなんですね。ですから、市場の要望にマッチしたような農産物、あるいは国際競争力のあるものが日本にもあるということをぜひとも知りたいと思うんです。お米とか大豆だけ見ていくからこれはどうにもならんという気がするかもしれません、それだけのことではない。そこに本当に

工夫があって、日々生きている仕事があればそこに魅力が出てきてそれが進んでいくんだと思うわけでして、株式会社にすればそれで全てうまくいくということではないのでないかということを申し上げたいと思います。

会長 ありがとうございました。

委員 株式会社の問題につきましては、多様な担い手という面で農業部会長のおっしゃいましたことは私どもも考えられるわけでありますが、要は、農業生産法人制度の枠内であったとしても様々な懸念があるわけであります。これらの懸念は完全に払拭できるかどうかというところに大きな要因があると思っております。

もう一つは内外価格差の問題ですが、委員も言われましたように、それぞれの生産法人なりが非常に努力をして構造改革については前向きにやっておりますし、我々もそのことについては十分指導をしているわけであります。農業の場合はそれに近づける努力はいたしますけれども、100%のことだけで終わりというものではないと私は思っております。

会長 ありがとうございました。

専門委員 先ほどどなたかの発言で農業の機能分担ということがございましたが、私もそれはぜひきちんと示していただきたいと思うのです。主体はもちろん生産性の高い農業であると思うのですが、日本の農業の場合には、小さい規模できちんとした丁寧な作り方をする農業というのもあって、例えば棚田のような美觀との関係もあるような農業も日本の特徴であると思うのです。そういうもののとか、それから生産者と直結して有機農産物を丁寧につくっている生産者もあります。そういうところがこの全体の中では何か切り捨てられてしまわないような表現をぜひどこかに入れてほしいと思います。もちろん生産性が高いということが中心であることはわかりますけれども、一面でそちらも見落とさないようにお願ひしたいと思っております。

会長 ありがとうございました。

農業部会長 余りにもたくさん多角的な御意見を伺いましたので、一々所見を述べていて時間が足りなくなりますが、貴重な御意見をいろいろいただきました。特に私自身、前の仕事のときに全国を方々を歩いてみまして、「生産者から経営者へ」ということを合言葉にして各地で新しい意欲的な経営をやり始めている人たちが出てきてるということはよくわかってありますので、そういう中で、経営という視点をもうちょっと強くということは何か工夫ができるかなと思います。

株式会社の問題については、冒頭私が申し上げましたのは、いろいろな場での議論を経ましてこの調査会にいわば流し込まれてきたものであります、ここはたまたま農業関係者と一般経済界の方々、いろいろな方が集まっている場でございますので、ここで単なる両論併記ということではなくて、少しでも方向性を出したいということで先ほどどのようなことを御示唆申し上げたわけでございます。それぞれの立場でまだ懸念が残る、あるいは不満もあると思います。それはわかってありますけれども、実はそのことを私は意識しながら申し上げたわけでございます。

なお、確かに参入規制という見方もできますが、私はこの問題はむしろ土地の問題ではないかと思っています。それが参入規制という形で出てきているところに非常に難しさがある。いつも申しましたが、土地というのは生産もできないし持ち運びもできない。この土地というものが、バブル崩壊後7年も8年もたっても日本経済の景気後退なり金融システム不安の根っこのある大きな部分を占めているというのは、やはり土地の特殊性といいますか、一種の土地の魔性といいますか、そういうものがあるのではないかということだけ感想として申し上げまして、皆さん方のおっしゃることはそれぞれ

よくわかるわけですが、部会長の立場もまたわかっていただきたいということでございます。

専門委員 内外価格差の問題についてですが、前にも発言させていただきましたが、私も農業をやっている立場から、どうも農家の努力が足りないからそういう問題が出てくるというような響き方が非常に気になります。私はいろいろなものを比較しながら、地代とか賃金、あるいは資材費の問題、そういうもののから格差が出てきていると思いますし、決して日本の農家が手を抜いて価格差を大きくしているというようには私は思っておりません。したがいまして、これらについてはみんなでそういったものをなくしていくような努力をしなければならんのではないかと思っております。

また株式会社の参入でありますが、なぜ株式会社が参入しなければならんのか。私のところではIターン、Uターンを含めて農業をやりたい人はどんどん受け入れる方針でやっています。しかしながら個人ではなかなか入ってこない。しかしここに来ますと株式会社を参入させる、このような意見が非常に多くなっている。したがいまして、別に農業をやりたい人にそれを閉ざしているということではなくて、やりたい人は大いにやってもらっていいのではないか、しかしながら株式会社の参入というのはまた別な問題があるので、それは私どもとしては賛成できないぞ、このような立場であります。

もう一つ申し上げさせていただきたいと思いますが、国際貢献の問題であります。これは輸入や何かを拡大しながらどんどん幅広くやることによって国際貢献が進むような御意見の方が多いようですが、私はむしろ国際的に食料の備蓄の問題とか、あるいは何かあったときの海外援助の問題とか、そういうものについてルールをきちっと作った中でやれるような政策的なことを日本から世界にアピールしてやった方がいいのではないかと思います。そのような国際貢献策なども含め、農家の人に意欲を持ってやれるような、もう少し褒めてあげるようなことをやっていただきたいなど、こんなお願いをしておきたいと思います。

会長 ありがとうございました。

委員 今まで内外価格差のお話もありましたし、株式会社のお話もありましたが、全体を伺っていまして、この中間報告では前文とか基本的な考え方で高らかに農業の位置づけといいますか、21世紀に何が求められるか書いてあるんですが、もしもこれを踏まえるとしますと今のような議論は全く分裂してしまうと思います。市場原理、市場原理というような議論を伺っていますと、例えばアメリカの大陸を横断してあの広大な畑を見ていると、これは農家の方がどんなに努力をしたって太刀打ちできっこない、これは恐らく子供だってそう思うと思うんですね。そういうことで、市場原理というものをそんなに強調していくとすれば恐らく日本の農業はなくなってしまうだろうなと。部分的なイチゴのようなお話などありましたけれども、それでもいいのかと、そういう極めて単純な感想を持ったわけです。

これは何度も申し上げていますが、先ほど専門委員からもありましたが、農業というのは土地に密着し、自然に左右される、農業というのはそういう意味で他の工業とか、それから他の条件の違う他国とも同じレベルで競争できるものではないという大前提がなければ中間報告の基本的考え方だってこのようにならないはずなので、そこをきちんとさせていただきたい。21世紀には何が求められているか、まさに21世紀の農業を語っているわけですけれども、21世紀の資源は水と土だと言われているわけです。環境の側面からいえばそうなんです。そういうことも踏まえての議論でないといけないと思うんです。この1項目ずつ見ていきますとその辺が極めてバラバラで、先ほども、危機感がないと一言で申し上げましたけれども、一貫性がないものになってしまうのではないか。

もう一つ申し上げたいのは、これは専門家が読むだけではなくて一般の人にも読んでいただけるような報告書にしていただけるものと思っておりますが、そういう意味でわ

かりやすい言葉でやっていただきたいと思います。そうであるならなおのこと、農地は公共性の高い財であると書いてあるけれども、これは本当に水とも密着しているわけで、そうすると土地改良区の皆さんがやっているような仕事というのは、手まめに連綿と統けて24時間体制でやっていかなければ水路一つ守れないわけです。それが土地にかかわってきて、そしてその土地が農業の基盤なわけですから、土地と切り離して農業は語れないんだというその辺の視点もちゃんとできてくるのではないかと思います。

いずれにせよ、これをまとめになるときは一番の基本のところへ立ち返って、他の産業と違って競争できるものではないんだというところをもう一度踏まえていただきたいなというお願いでございます。株式会社も同じです。もし株式会社一般ということで認めるとなると大変私は心配でございます。よほどこの扱いは慎重にしていただきたいと思います。

会長 今日はまだ「まえがき」と「あとがき」が出ておりませんが、今度お出ししますので、そこで一貫性があるかないか御判断くだされば幸いです。

それでは6ページの直接所得補償、日本型カップリングの問題も含めて「農業・農村の多面的機能の十分な発揮」、時間が余りありませんが、要点をつかんだ発言をお願いします。

委員 要点をつかんで申し上げますが、いろいろなことが言えませんので中山間地域への直接支払いのところだけ申し上げます。ここは私は書き方を相当工夫しなければいかんのではないかと思います。一つは、これまで何十年かにわたって中山間地に対してはいろいろな財政支出が行われた。これはもちろん農水省だけではなくて国土庁もあるし、自治省もある、にもかかわらず今日の状況をもたらしている。そして集落がどんどんなくなる。あれだけ金を使ったんだからそれで今くらいのところでとどまっているという見方もありますけれども、それをまず率直に認めないと、次の公的支援云々のところはちょっと国民の理解は得にくいのではないかと思います。

なおかつ新しい感覚で大胆にこういう政策手法を取ることであれば、それはひとり農村だけではなくて都市住民ともかかわりのある問題であるということを強調して、しかもそれは万遍なくではない、あくまで地域の内発的な意欲ということをまず第一に考えるべきではないか。そして地域の熱意も何もないというところにはあえて金を使って仕方がない、そういうスタンスをきちんとしておくことが大事なのではないか。その場合には当然のことながらその対象とする行為 先ほど農村部会長は対象者、対象行為ということおっしゃいましたが、対象者は、個人でもいいし、三セクでもいいし、市町村でもいいんですが、少なくとも対象行為は、国土保全とか環境保全、あるいは有機質の肥料を使った農業を積極的に行おうとしている、しかしそれは非常に条件が不利な地域だからにわかに収益が上がるとは限らない、したがってその部分については公的な支援をいたしましょう、というような調査会の姿勢を示すことが必要ではないかと思うのです。ですから、「直接支払いを行うことやその手法について国民の納得を得るための条件と財源」と書いてありますけれども、その納得を得るための条件をもう少し具体的に、こういうことなんですよというように書くべきではないかと思います。

会長 ありがとうございました。

委員 中山間地の問題でございますが、前回も発言をいたしましたが、私はあらゆる意味で個別農家への直接支払いを否定するつもりは全くございません。これはほかの幾つかの重要テーマもみんなそうだと思うのですが、結局、国民の納得が得られるような仕組み、あるいは運用が確保されていくということを条件として肯定的に施策を展開しなければいかんということだろうと思います。これも前回委員からお話がありましたように、いろいろな自治体が既にさまざまな取り組みをしているという事例の御紹介がありましたけれども、あれは非常に示唆に富んでいる話であろうと思います。

中山間の問題は国民的な価値だというように一般的には言うわけすけれども、具体的にいえば、それぞれの地域、地域において守られるべきは具体的な営農を維持することであったり、あるいは、よほど耕作放棄が深刻であるような土地であっても、そうなると営農を離れてもっぱら農地保全という観点で物を考えていかなければならぬということもあるだろうと思います。いずれにしてもその地域、地域で大事なことは、地元の自治体がこの問題について、その地域において守られるべき中山間の価値とは何なのだということを考え行動する、そして具体的に自治体が関与していくということになるのだろうと思うんです。

農村部会の御議論を拝見しますと、既にいろいろな角度で真剣な細かい議論が展開されているわけでありますけれども、その中にもありました、地元の自治体がどのように考えるか、それは幾つかの類型に分けられるだろうと思うのですが、それを中央の方できちっとした基準で整理をしていくということであろうかと思うのです。昔、福祉の分野で、いわゆる福祉運営施策の無料化等で自治体間が競争状態になっていったというようなことがありましたけれども、この中山間の施策の展開はそういうことにはならないよう、そこは中央の方で透明な基準をきちっとつくって、その範囲内で具体的に地元の自治体が積極的に考え行動していただく、具体的な行動が意味のあるものであれば中央からも助成が出ていく、そういうことであろうと思うのです。

今日のおまとめでは「公的」という言葉でそれはすべくくられているのであろうと解釈はしますけれども、この点はについては、ほかの施策ももちろんそういう点はあると思いますが、中山間の問題はすぐれて地元自治体の意義づけ、それと中央の行政との関係について明示的に書いていただくことが望ましいと思っております。

それから、行政手法のあり方について書いてございますが、ここについてちょっと触れさせていただきたいと思います。(1)の二つ目に「5年程度ごと点検・評価し、見直し」と書いてありますが、私は大賛成でありますぜひやっていただきたいと思いますが、これはいわゆるアナウンスメントだけではなくて、基本法の見直しということであるならば、具体的にこういうことを明示的に立法に入れていただく、それが食料・農業・農村の施策についての国民的関心を引きつけると思いますし、また透明にすると思うのです。そのことをお願いしておきたいと思います。

会長 ありがとうございました。今の行政手法はその次にやろうと思ったのですが、時間がありませんので、両方やっていただいて結構ですので……。

専門委員 所得補償の問題ですが、やはり従来の価格支持政策から転換をする大きな目玉だと思うわけです。消費者に近いところで仕事をしていますと、これからの方としては当然望ましい方向だというように考えます。ただ、國民が納得してくれるかどうかということについて言いますと、先ほど議論されましたように、農業が自由な競争、あるいはタフな農業づくりということをやらないと納得してもらえないと思いますし、そのようにして国際競争力をつけようとしてもつけ切れない部分が出てくるので、所得補償をしても日本の農業を守るために認めてくれるのだろうと思いますので、そういう視点をはっきりさせていくべきであって、余り曖昧にしないで、所得補償をするとはっきりしていった方がいいと思います。

委員 中山間地域の直接支払いのことですが、中山間地域においてどうして耕作放棄地がこんなに増えてしまったのだろうかというところを項目として入れてほしいのです。例えば一生懸命農作物を作りますね、明日収穫しようと思う日の前の晩にイノシシとかサルとかに襲われて壊滅状態になるということが中山間地域にはたくさんあるわけです。そういうことで農業者が、こんなことではやってられない、他の職業に就こうということでだんだん耕作放棄地ができてしまったんだと私は思っております。私の地域でもそういうところがたくさんあります。ですからここに、「耕作放棄地の増加等により」ではなくて、どういうことで耕作放棄地が増えてしまったんだということを入れてほし

いと思います。直接所得補償はしていただきたいと思いますし、その方向で行ってほしいと思います。

それから5ページで、農村の女性の地位の向上ということを何十年来言い続けてきたのですが、今までにはいつも高齢者の後ろにくついた文言でした。今回は、で「女性の地位の向上と役割の明確化」と独立したこと、本当に6割の女性が一生懸命農業をやっておりますので、これからもその人たちが頑張ってやれるようにということで、こそこそとてもうれしいことだと思います。ありがとうございました。

会長 ありがとうございました。久しぶりに褒めていただいたようです。

委員 中山間地域の直接支払いの問題、先ほど来、委員からお話をございましたが、私もおおむね同じような見解であります。ただ、先ほどちょっと発言させていただいたときに、私はこの諮問機関自身が総理大臣の諮問機関であるということを申し上げたわけですけれども、その前提に立つと、この中山間問題のとらえ方がどうも営農維持ということを大前提にした方針になっているのではないかということを非常に強く感ずるわけです。それから、両論併記でありました三つの問題の中で農村部会長の発言が一番生き生きとして、この問題こそが今度の基本法改正の一つの目玉である私の誤解かもしれません。という印象を受けるわけあります。その意味では、営農を維持することが大前提となっていくということはいなれば農水省の立場からの施策にすぎないわけです。ですから、こういうところで他の省庁と組んだ総合的な発展計画というものが考えられるべきだと思います。

こういう点からいえば、全体の農地の4割を占めているような中山間という問題をかなり細分化して、どういう形でやっていけば復活することができるのかどうかということを徹底的に分析する必要があると思います。そして各省庁との間の総合的な政策によってもこのままだんぐん衰退していくような中山間については所得補償なり何なりという形を取るべきであります、その段階までの間でよほど絞り込む必要があるのではないか。先ほどのお話を伺っておりましても、相当注意された発言がなされたように思うのですが、第1点はやはり縦割り制の中での営農維持を前提としたものではない、もっと多角的な形で対応策を考えること、もう一つは、この中山間を幾つかのグレードに分けてその地域の特性に合ったような対応策を講じていく、これは地方自治体との協力関係も重要なと思いますが、そういったことを進めるのでなければ国民の合意を得ることは難しいのではないでしょうか、そのように思います。

会長 ありがとうございました。

専門委員 (2)にあります「美しい農村空間の創造のための総合的整備」、これが農村・農業問題にとって一番大事なことだと思うのです。直接支払い、これは新しい課題ですが、これが出てたために総合的整備がなくなるようなことになつたら大変なことになりますから、その点は今委員から各省庁の枠を超えて整備をすべきだと。私もそのような受けとめ方をしたいと思いますが、そういう中で、今お話をあったように、我々はどここの点を絞ってくるか、しかも実際に支払いをするのは市町村の役割になるだろう。農林水産省が各地に出かけて行くわけにいかないでしょうから。そうなりますとかなり綿密な事前の打ち合わせとか連携が必要になるだろうと思いますので、この点の取り扱いについては、我々も直接支払いはいいなという感じはするんですが、実際の形となると、本当に皆さんに直接支払いをして喜んでいただけるような形とはどんな形なのかということになると、ちょっと合点のいかない点もまだあるようありますから、相当慎重に御研究していただいた上で実施をしていただく、そして今申しましたように、市町村とよく連携を取っていただくようにお願いしたいと思います。

それから環境農業の転換のことがあります、これは新しいやり方ですから、指導をきっちり充実していただくようにお願いしたいと思います。

それから農村整備の中に必要な農地の確保の方針、先ほど専門委員の農地問題について改正すべきだという御意見に私も全く賛成ですが、そうなると第三セクターとか、公社とかそういう土地取得になると、市町村にも取得させた方がやりやすいだろうと思いますし、荒廃農地を誰がどうするかということになると、やはりこれは市町村に所有をさせるような道を開くべきであると思いますので、申し上げておきたいと思います。

会長 ありがとうございました。

委員 私は5番の「食料・農業・農村政策の行政手法」が加わったということは大変良いことだなと思っております。特に(2)の「行政手法のあり方」ということでございますが、これを読んでみると、農業政策、あるいはその効果が国民の前にオープンに示されるというあたりが大変良いと思うわけでございますが、ここまで踏み込んだのならもう一歩、本文をお書きになるときに国民に対するPRの姿勢とかセンスというものを盛り込んではいかがかなと。よく「国民的合意の形成」ということがこの委員会でも使われておりますが、そのような際に日ごろの姿勢というものが非常に大事になってくるのではないかと思います。

その次の(1)ですが、今回、3~5年のプログラムがつくられるということは大変結構だと思います。責任を持って政策を遂行する場合にはこういったプログラムづくりというものが大事でありますし、それをタイムスケジュール化する、しかもできるものは極力定量化していくという姿勢が大事なのではないかと思います。

ついでに細かいことを申し上げますと、5番には(2)と(1)と二つございますが、この順番は逆なのではないかと思います。本文をお書きになるときには(2)の方が先に来て(1)の方が後に来るのかなと。つまり(1)の方は手法でございますので、そんな感じがいたします。

会長 ありがとうございました。

委員 今まで保護されていた農家の方々に自立ということを言うのは大変厳しいこととして、やはり時間もかかることでしょうから、保護というはある政策転換のときは少しは必要かもしれませんけれども、今まででは作る人と食べる人が自立していなかつた、途中のいろいろ問題が見えていないということが一番の問題点だと私は消費者としても反省をしております。それで農家の方々にも申し上げたいのですけれども、まず物をよく見て自立していただきたい。保護は下手すると自立を阻むものなので、その辺は作る人も食べる人も自尊心を持って自立する、よく物を見るということでやっていきたいなと思います。農家の方々もベンチャービジネス的な取り組み方で、大きいことが良いことではなくて、多分日本の地形からいいますと小さいことが良いことだというよう考へれば良い仕事ができるのではないかと思いますので、どうぞリスクを恐れないで自立のための産業として立ち上がっていただきたいと思います。

会長 ありがとうございました。それでは農村部会長。

農村部会長 この調査会も最後に来まして大変ポジティブで温かい御意見で終わったような気がいたしまして大変うれしく思っております。そういう意味で、私は厳しい意見が出た場合の応答について用意をいたしておりましたが、全く不要となりました。大変ありがとうございました。

ただ、日本で初めて本格的な農村整備政策ができたということで大変期待してあるわけでございますが、何といいましても、先ほど來の議論であります直接支払いにつきましては初めての経験でございますし、まだまだこれから検討しなければならない点がたくさんあると思います。先ほど來の御意見の中で、内発的な力のあるところとか、地元自治体がしっかりと将来展望してあるところというような御指摘がございましたが、まさ

しくそのとおりではないかと思います。そういった視点で今後政策を確立していくよう
に私もお願いしたいと思ってあります。

時間もございませんが、私、全体的なことで一言だけ発言させていただきたいと思います。私も、内外価格差の縮小、国際化の中での価格差の縮小ということは極めて重要な問題であって、それに向けて可能な限りの日本農業の努力ということが大前提であろうかと思います。ただ、何人かの方から御意見が出ておりましたが、日本農業というの
は世界の中で見ますと条件不利地域といいますか、条件不利国ではないか、このところを忘れてしまいまして完全自由競争ということになりましたら大変辛い、農家の方々
がどんな努力をしても立ち行かないというような状況が考えられるわけです。

そして今、地球環境問題が国際的に大きな問題になっております。そういう観点から
見ましても、やはり持てる資源をできるだけ大切に利用する。他国の森林がどんどんつぶれていく、あるいは塩類集積をしていく農地がどんどん広がる、それによって地球環境が汚染されていくというような事態もございますので、経済だけではなくて自国の資源が可能な限り利用されていくということも必要ではないかと思います。どうもありがとうございました。

会長 ありがとうございました。

委員 総理大臣から食料・農業・農村に対する諮問を受けまして1年4ヶ月くらいの間、各委員の皆さん方から貴重な御意見が数多く出されたわけであります。昨年は中間とりまとめが行われ、その後も会長さんをはじめ各部会長さんには各ブロックごとにそ
れぞれ意見をお聞きいただいたり、現地調査をしていただいたり、本当に御苦労でありました
が、いよいよ答申という時期を迎えているようでございます。お聞きしますと、
9月中旬頃には答申が出されるやに承っておりますが、そういう基本法ができまと今度はそれに伴って関連法が何本か出てくるというようにも承っております。

そこで、3～5年間云々とか、5年ごとに点検・評価するとかいうことであります
が、もう少し具体的にわかりやすく事務次官さんから説明をしていただいたらどうかと思
います。

事務次官 今の行政手法の関連でございますが、この答申が出た後、これの方向に沿
って具体的な政策をつくっていくわけでございますが、その政策について、一つは3～
5年のプログラムという形で、どういう段取りでどのような方向で目標を達成していくか
ということをお示しするようなものをまとめなければいけない。この答申が出れば早速
そういう作業に入らなければならないと考えております。

それから、全般的に政策展開をしていく中で、5年程度で点検・見直しということも、
答申を踏まえてきちんとした位置づけの中でやっていかなければならぬということです
ござります。

会長 ということでありまして、今全世界の大きな転換期ですので、かつての農業基
本法のようにずっと固定的なものを作るというのは難しいので、そういう意味で3年な
いし5年ごとに見直しをするということが含まれているわけでございます。

「農業団体のあり方の見直し」というのが飛んでしまったんですが、何か一言言いた
いという方はおいででしょうか。

委員 土地改良制度の見直しというところと関連しますが、私は水をやっていまして、
農業用水というのは本当に大事だと思うし、それを守っている方たちはありがたいと思
うんですけども、どうしても地元の都市とか消費者の方と密着していないんですね。
部会でも申し上げたのですが、土地改良区の方と市町村とうまくやっているところもも

ちろんおありなんでしょうが、もっと取りもっていただくように農水省に御指導いただきたいとお願ひしたんですが、しかし制度の見直しという前に、とにかくこれは古い制度ですから、まず土地改良法、土地改良区という名前が悪いと思うんです。全然一般の人にはピンとこないんです。農業水利組合というと、あ、そうかとわかるんですが、私だってこのことを知ったのはずっと後ですし、一般の方々は土地改良区というと石油化学の薬品か何か持ってきてコンクリートで固めることとかなど、とにかくネーミングが悪いからマイナスになってしまふので、名前から検討していただけないだらうかという提案でございます。

委員 零細農家が多くて本当に経営というところまで行っていない農家がほとんどと思うのです。今、農家の女性たちが全国女性農業経営者会議をつくって経営に向けて農業をやろうかということで大きくその輪が広がっているんですが、農村全体を見ると、40歳を過ぎた独身男性がいっぱいいて、後継者の問題も、今までの議論の中でこれを入れていいいのか悪いのかわからなかったものですから発言を控えていたんですが、農業が経営として成り立てば独身男性もお嫁さんをもらえるのではないかと思うんです。今はほとんどのお宅が就労時間もない、休みない、給料もないというのが実態なんです。これからようやく農業が産業として目覚めていくかというところですので、お嫁さん不足も当たり前かなと思うんですが、夢の持てるというか、農家の方たちが前向きに進めるような農業基本法になってほしいなというのが最後のお願いです。ありがとうございました。

会長 ありがとうございました。ちょっと時間が押してしまって大変申わけありませんでしたが、意見表明の方はこれで終わらせていただきます。

次回はいよいよ答申案それ自体について御意見をちょうだいすることになるわけですが、本日皆様方からお出しいただいた御意見、御議論を踏まえながら、会長代理、そして3部会長と私の5人で答申案を作成させていただきたいと思っております。なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお次回の調査会につきましては、答申案についての討議という性格上、会議を非公開、また資料につきましても非公表という取り扱いにさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。さらにどうしても意見を提出したいという方がおいででしたら今週の金曜日中に事務局あてに出していくだけ幸いでございます。

会長 今後の日程でございますが、次回は9月4日、金曜日を予定いたしております。その次は、先ほどお話が出ておりましたが、答申を総理に提出して最終回としたいと思っておりますが、日程については9月の中旬ということで今官邸の方と調整中でございます。まだ決まっておりません。正式には事務局より別途連絡していただきますので、なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

4 閉 会

会長 本日は極めてホットな充実した議論をちょうだいしましてまことにありがとうございました。これで本日の調査会を閉会させていただきます。